

# 熱海市 地域共生プラン

第5次熱海市地域福祉計画  
第5次地域福祉活動計画

令和3年3月

熱海市

熱海市社会福祉協議会





## 市長あいさつ

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、私たちの生活は大きく変化しました。

観光業を主要産業としている熱海市においても、非常に大きな打撃を受けました。

しかし、これまでも多くの困難や苦境を、先人たちは歴史や文化を大切にしながら、知恵と努力で乗り越えてきました。それを受け継ぐ私たちも、この難局に地域全体が一丸となって挑戦していけば、必ずや乗り越えることができると考えております。

昨今、地域を取り巻く福祉課題は複雑化かつ多様化し、人や地域のつながり方が大きく変わろうとしています。

こうした中、本市は、誰もが安心して暮らし、働き、学び、活躍し続ける「地域共生社会」の実現を目指すため、市と社会福祉協議会がお互いを良きパートナーとして、手を取り合うことが重要であると考え、市の策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」の2つの計画を、新たに「地域共生プラン」として一体的に策定することとしました。

今後は、本プランに基づき、市民の皆様や福祉関係団体、サービス提供事業者、社会福祉協議会などと協力しながら、「あったまる熱海(あったかい+まるごと)」を旗印として、地域福祉を着実に推進してまいります。

最後に、本プランの策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました熱海市地域福祉計画策定懇話会の委員の皆様をはじめ、意見交換会やアンケート調査並びにパブリックコメントなど、さまざまな形でご協力いただきました皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

熱海市長 齊藤 栄









## 会長あいさつ

皆さんは、地域という言葉聞いたとき、どんな範囲を思い浮かべるでしょうか。ある人は町内会、またある人は学校の区域を地域と考えるかもしれません。

その暮らしの中で、「困ったときはお互いさま」という気持ちを持ちつつも、具体的に何をしたいかわからず、なかなか一歩につながらない人もいるのではないのでしょうか。

一方で、皆さんの周りには、ひとり暮らしなどで日常の生活に困りごとのある人やいろいろな悩み事を相談できずにいる人など、「お互いさま」の支えを必要とする人が存在しています。

人口減少や少子高齢化が進む本市において、誰もが安心した暮らしを送るためには、皆さんひとり一人の支え合いや、地域全体で支える力を高めていくための議論を深め、行動に移していく必要があると思います。


地域福祉推進の役割を担う私たち社会福祉協議会は、地域に寄り添い、市民の皆さんとともにその歩みを進めてまいります。

本プランを指針として市と社協が一体となり、地域を支える様々な主体と協働しながら、我が事・丸ごとの地域共生社会の実現に向け努力してまいりますので、今後とも皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、多大なる御尽力・御協力をいただきました多くの皆様に、心より感謝とお礼を申し上げます。

令和3年3月

熱海市社会福祉協議会会長 櫻井 優





# 目次

<b>第1章 熱海市地域共生プランの策定にあたって</b>	<b>1</b>
1 プラン策定の趣旨	1
2 プラン策定の社会的背景	2
3 地域社会の関係づくり	3
4 計画の位置付け	4
5 SDGsとの関係	6
6 プランの期間	7
7 プラン策定の経過と体制	8
<b>第2章 市の特性と課題</b>	<b>11</b>
1 市の現状	11
2 市民アンケート調査結果による現状・課題	29
3 団体アンケート調査結果による現状・課題	38
4 前計画の施策評価	40
5 課題の整理	43
<b>第3章 プランの理念と目標</b>	<b>49</b>
1 基本理念	49
2 基本目標	50
3 施策の体系	53
<b>第4章 施策の展開</b>	<b>57</b>
<b>基本目標1 お互いさまから始まる思いやりのこころ・ひとづくり</b>	<b>58</b>
(1) 思いやりのこころづくり	58
(2) 地域福祉を担うひとづくり	61
<b>基本目標2 共に生きる地域づくり</b>	<b>63</b>
(1) 地域活動への参加・交流の促進	63
(2) 多様な主体による地域活動の促進	65
<b>基本目標3 みんなにやさしいしくみづくり</b>	<b>70</b>
(1) 包括的に受け止めるしくみづくり	70
(2) 自立につなぐセーフティネットの整備	73
(3) 権利擁護の推進	79
<b>第5章 プランの推進</b>	<b>89</b>
1 各主体の役割	89
2 プランの点検・評価	91

## 資料編

95

- 1 策定経緯 ..... 95
- 2 改正社会福祉法(令和3年4月1日施行)の概要 ..... 96
- 3 熱海市地域福祉計画策定懇話会設置要綱 ..... 100
- 4 熱海市地域福祉計画策定懇話会委員名簿 ..... 102

### 熱海市地域共生プランイメージキャラクター 熱海市社会福祉協議会マスコットキャラクターのご紹介

熱海市地域共生プラン  
イメージキャラクター  
あ<sup>すけ</sup>たまる助



熱海市社会福祉協議会  
マスコットキャラクター  
ふうちゃん





## 第1章

# 熱海市地域共生プランの 策定にあたって



# 第1章 熱海市地域共生プランの策定にあたって

## 1 プラン策定の趣旨

「地域福祉計画策定のむずかしさは、定型がなく、市町村の創意工夫のもとに策定されるものであるところにある<sup>1</sup>」とされています。それを踏まえると、熱海は熱海らしく、熱海の課題に応じて福祉を考え、総合的に計画化していく必要があるという答えに至ります。

これを基本コンセプトとして、本プランを策定します。

本プランにおける「地域」とは、単にそこに住む人々の身近な生活の場を表すほか、「人と人がつながる場所」という意味も含み、第五次熱海市総合計画に掲げる基本理念を構成するすべての主体ととらえます。この主体とは、市民一人ひとりだけではなく、市内で社会福祉事業や地域活動を行う団体も含み、社会福祉法第4条の「地域住民等」の定義と一致するものです。

そして、本プランにおける「地域福祉」とは、誰もが抱く「住み慣れたまちで安心していきいきと暮らし続けたい」という願いをかなえるため、地域の誰もが互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら、「あたたかなこころでつながる社会」を実現しようとする取組のことです。

地域には、いろいろな人が生活や活動をしています。それぞれの人それぞれがそれぞれのやり方で、地域と関わることが「地域からの孤立」の可能性を低減させ、誰もが「生きがい」や「役割」を持って生活できる社会をつくっていくことにもつながります。

本プランは、「ひと」を地域福祉の軸として、その「ひと」が「地域をよくしたい、地域活動に参加してみたい」という気持ちが生まれたときに「これに応えたい」という想いと、これまで市と社会福祉協議会が取り組んできた福祉サービスが「ひと」や「地域」に適切に届く「しくみ」や環境を整備したいという想いを趣旨として策定しました。

市と社会福祉協議会は、それぞれの役割をしっかりと果たすとともに、地域を支え、牽引し、熱海らしい地域福祉をともに実現していくことを目指します。



<sup>1</sup> 地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック：平成31年3月（社会福祉法人全国社会福祉協議会）より引用



## 2 プラン策定の社会的背景

人口減少や高齢化の進行、単身世帯の増加、地域・家庭・職場など生活の中での支え合いの基盤が弱まっていることや、ひきこもりなどによる社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていく上での新しい課題が生まれています。また、同じ世帯において高齢の親を介護しながら子育てするなど、さまざまな分野の課題が絡み合い複雑化しています。

一方、これまでの社会福祉制度は、高齢者、障がい者、子どもなど、それぞれの分野に分かれているため、「縦割り」的な側面が多く、例えば、「高齢で障がいがある」など分野をまたがる場合や、どの制度にも対象とならない場合、支援を必要とする人が自ら相談に行けず、地域の中で孤立しがちな場合などには、制度があまり適切に機能しないという弱点が指摘されていました。

また、「援助する側」と「援助される側」という区分けも存在していました。しかし、地域社会においては、「援助しながら援助される」、「援助されながら援助する」ということも実際に起こりうることです。具体的には、子育てをしながらボランティア活動に参加する、高齢者であっても地域のお手伝いをする、同じ悩みを持つ人が対等な立場で話を聞き合い、共感し仲間同士で支え合うことなども想定されます。

こうした中、地域で孤立することなく一個人が尊重され、常に何かとつながっている、安心できる生活を送ることを目指した地域社会を実現するためには、地域における人と人のつながりを再構築することが求められます。

また、個人や世帯の困りごとを受け止め、包括的に支援していくことが必要とされています。

このため、平成29年には、社会福祉法が介護保険法などとともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と地域の資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現を目指す方向性が示されました。

また、「重層的支援体制整備事業」<sup>2</sup>を創設することを柱とする社会福祉法等の改正法案(令和3年度施行)では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施して、「断らない包括的な支援体制」を構築することが求められています。

<sup>2</sup> 重層的支援体制整備事業:高齢、障がい、子ども、生活困窮などの既存の相談支援等を活かしながら、市民の悩みや不安に対して包括的に支援する体制を整備するため、相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチなどを通じた継続的支援事業)、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施するもの

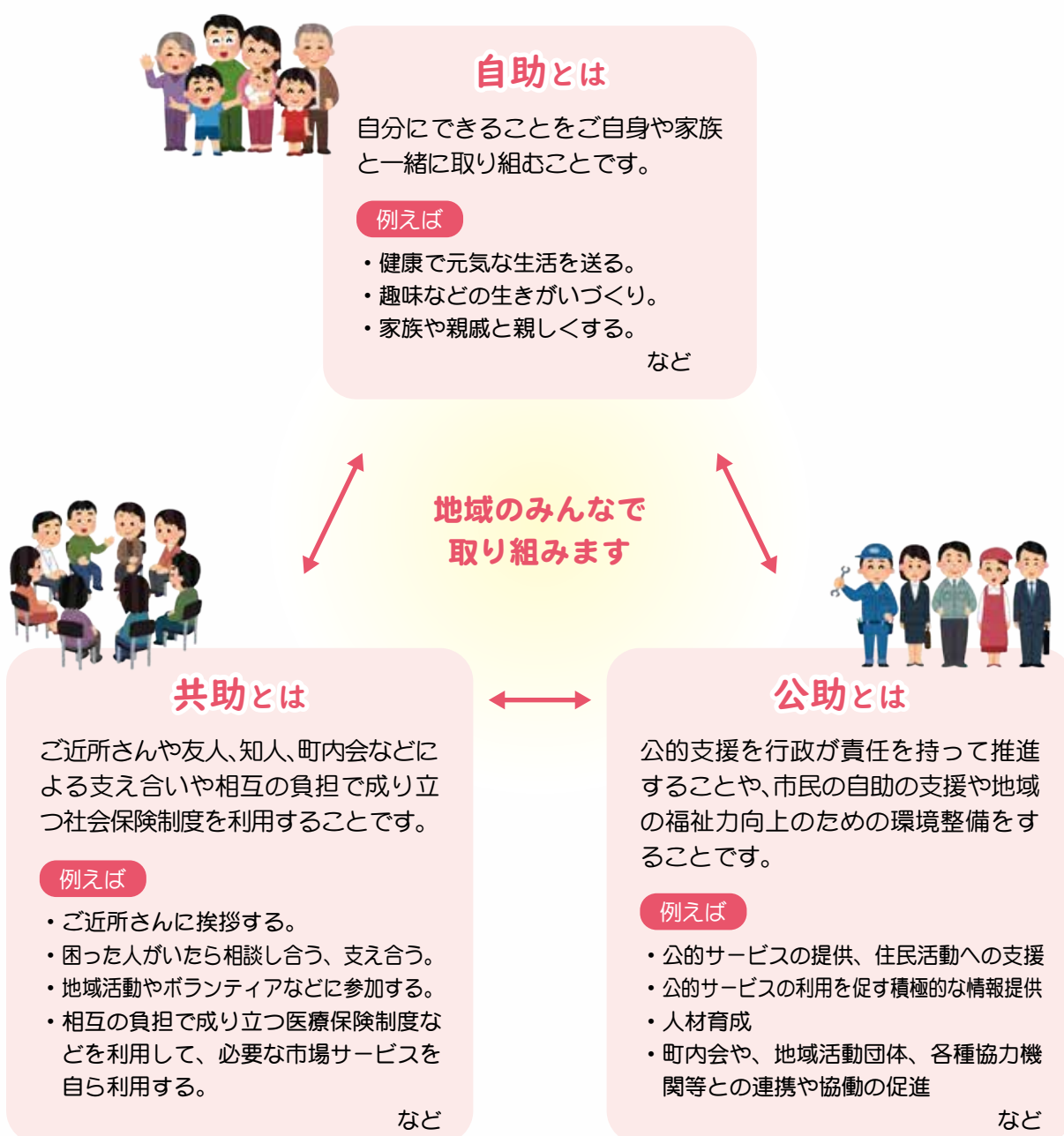


### 3 地域社会の関係づくり

「地域共生社会」の実現と、その基礎となる“つながりづくり”のために、「自助」「共助」「公助」の関係をさらに高めていくことが一層必要になっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、生活基盤が揺るがされている人が増加しています。さらに、複数人が集まる居場所づくりの開催が困難な状況で、地域の中で孤立しがちな人も存在しています。そのため、見守りなどを通じた地域における、つながりづくりの取組の推進が一層期待されます。

#### 【地域社会と「自助」「共助」「公助」の関係】



## 4 計画の位置付け

### (1) 法的な位置付け

「地域福祉計画」は、「社会福祉法」第107条に基づき、地域のさまざまな課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

さらに、国の動向を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく、市としての「成年後見制度利用促進基本計画」を抱合するものとして策定します。

「地域福祉活動計画」は、「社会福祉法」第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。一般的には“地域福祉を効果的に実行するための具体的な行動などについて、市民の立場から策定する計画”と位置付けられています。

### (2) 他計画との関係性

「社会福祉法」第107条は、地域福祉計画では「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込むこととしています。

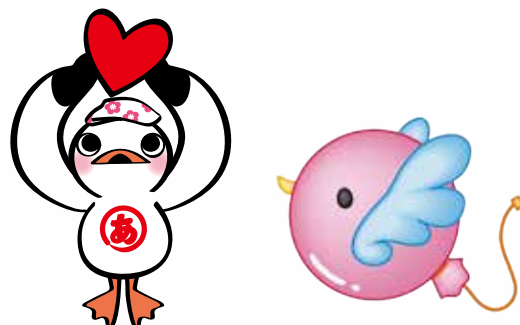
つまり、地域福祉計画は福祉分野の上位計画として位置付けられ、各福祉の「個別計画」に基づく個別支援が同じ方向に進むように、支援が共通の方向で連続して提供されるよう、束ねる役割を担っています。

また、「第五次熱海市総合計画」前期基本計画に掲げる福祉分野の各施策を推進するための基本計画としても位置付けられています。

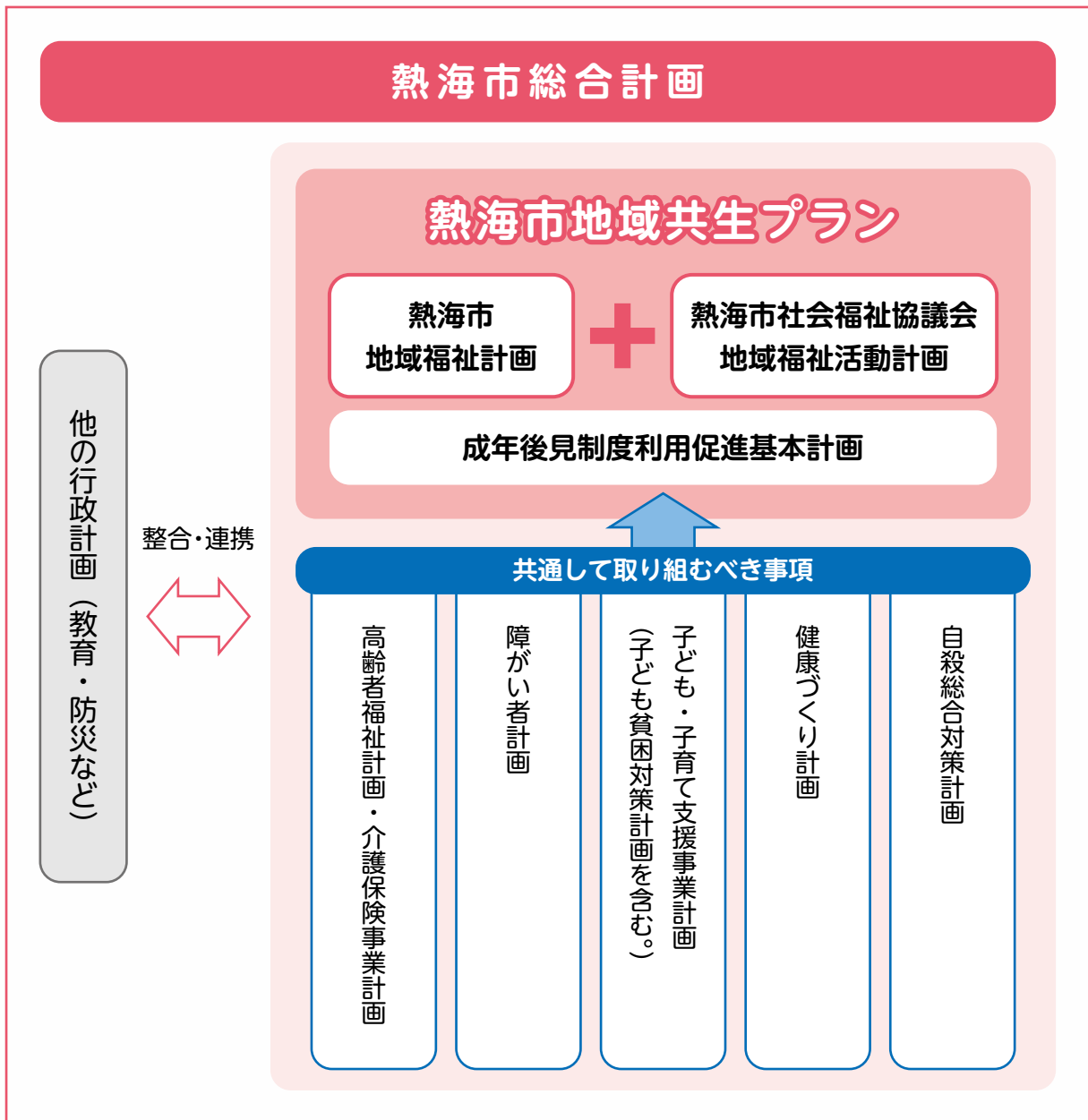
### (3) 社会福祉協議会との関係性

市と社会福祉協議会は、お互いを地域福祉推進の重要なパートナーとして、補強、補完し合う密接な関係のもと、一体的に地域福祉を推進していきます。

この“新たな関係性”を構築するための“最初の一步”として、より市民ニーズに沿った内容で「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を見直し、「熱海市地域共生プラン」としてともに検討し、一体的に策定することとしました。



【熱海市地域共生プランと他の計画との関係】



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

## 5 SDGs との関係

SDGs<sup>3</sup>（エスディージーズ）とは、持続可能な開発目標のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

SDGsは、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰一人取り残されない」という、包摂的な世の中をつくっていくことが重要であると示しています。これは、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体にとって、目的を同じくするものです。こういったことから、市では、地域福祉計画の各分野において、SDGsの目標指標を意識して、自治体レベルでSDGsの理念と目標を支えることとしていきます。

SDGsの基本理念を非常にわかりやすく説明すると、

**いつまでも みんなで 助け合おう** になります。

「いつまでも」:子や孫の世代に責任の持てる社会にするために、

「みんなで」:熱海市、市民、地域が一緒になって、まちのみんながすべての人を支え合える、

「助け合おう」:誰一人取り残さない、やさしいまちづくりをしよう。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<sup>3</sup> SDGs:Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称

## 6 プランの期間

本プランの期間は、令和3年度から令和8年度までの6か年とします。  
ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
熱海市総合計画	第四次総合計画 (H23～R2)			第五次総合計画(R3～R12)					
地域福祉計画	地域福祉計画 (H27～)			<b>熱海市地域共生プラン</b> 第5次地域福祉計画(R3～R8) 熱海市社会福祉協議会 第5次地域福祉活動計画(R3～R8)					
地域福祉活動計画	地域福祉活動計画 (H27～)								
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8次高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画(～R2)			第9次高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画(R3～R5)					
障がい者計画	障がい者計画(H30～R5)								
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計 (H30～R2)			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計 (R3～R5)					
子ども・子育て 支援事業計画	子ども・子育て 支援事業計画 (～H31)		第2期子ども・子育て支援事業計画 子ども貧困対策計画(R2～R6)						
健康づくり計画	健康づくり計画(H25～R4)								
自殺総合対策計画	自殺総合対策計画(H30～R4)								



## 7 プラン策定の経過と体制

### (1) プラン策定プロジェクトチーム

本プランは、「地域福祉」に関連する事業を総合調整して策定する必要があることから、市役所内の連携強化と意見交換の場として「プラン策定プロジェクトチーム」を設置し、各部署における関連事業の洗い出しを実施しました。

### (2) 前計画の振り返り

市役所内の各部署と社会福祉協議会を対象に、前計画に掲げた施策の達成状況の点検・評価を実施しました。

### (3) 市民アンケート調査の実施

令和2年8月に、市内に在住する15歳以上の方2,000人と、市内の福祉関係団体を対象としたアンケート調査を実施しました。

### (4) 既存の会議体を活用した住民懇話会の開催

「地域福祉」や「成年後見制度」についての意見を本プランに反映させるため、3地域(熱海、泉・伊豆山、南熱海)における地域ケア会議、地域サロン連絡会、成年後見センター運営委員会の場で本プランの概要説明を行い、ご意見を募りました。

### (5) 熱海市地域福祉計画策定懇話会の開催

福祉・教育・町内会・地域活動を行う団体・行政などの関係者で構成される「熱海市地域福祉計画策定懇話会」を開催し、プラン内容を検討していただきました。

### (6) パブリックコメントの実施

広く市民の皆様のご意見を反映させるため、令和3年3月10日から令和3年3月24日にかけてパブリックコメントを実施し、ご意見を募りました。



## 第2章

# 市の特性と課題





## 第2章 市の特性と課題

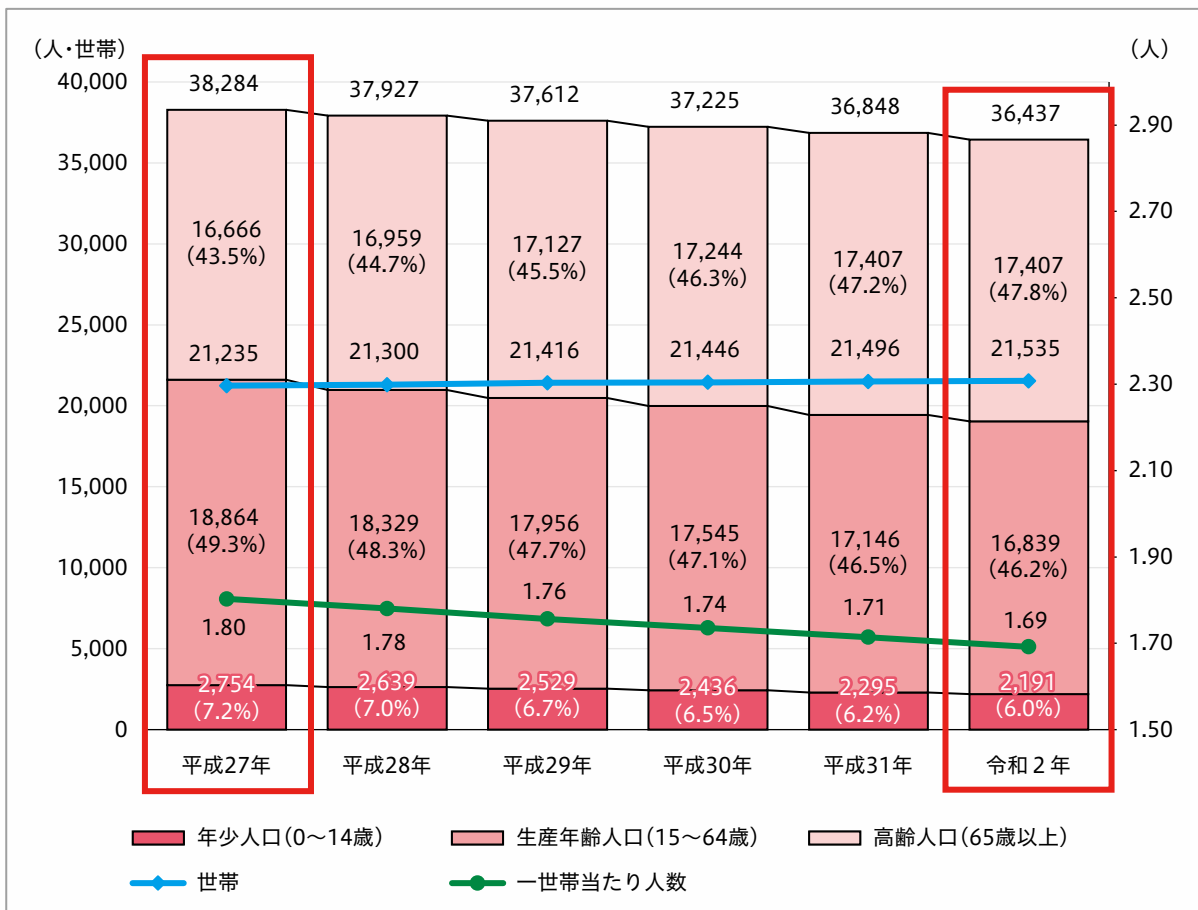
### I 市の現状

#### (1) 総人口の推移

市の総人口は、やや減少傾向で推移しています。

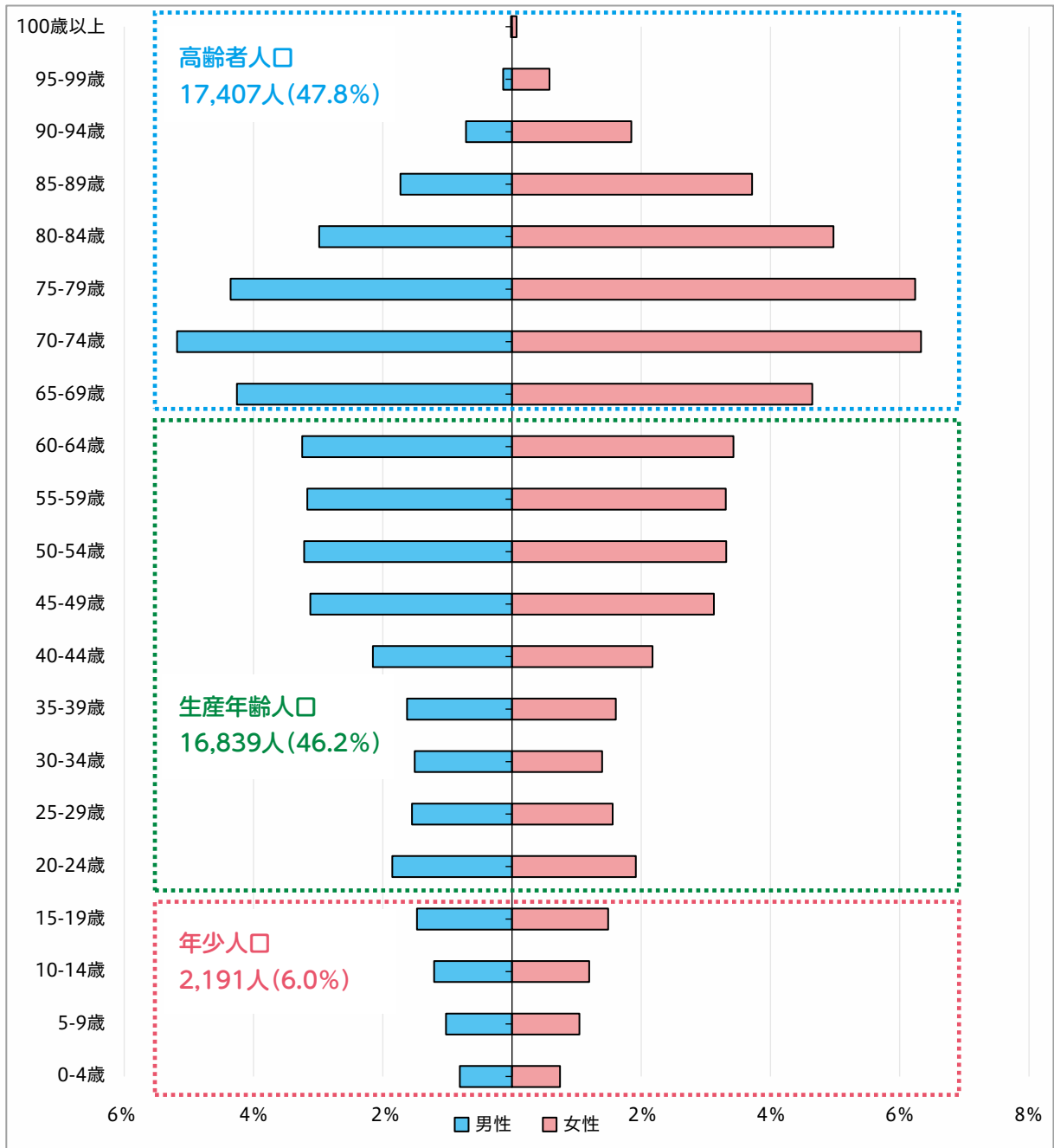
平成27年と令和2年の年齢3区分別人口割合を比較した場合、年少人口は▲1.2%、生産年齢人口は▲3.1%減少しているのに対し、高齢者人口は4.3%増加しており、少子高齢化が進行していることが伺えます。また、世帯数はやや増加し、一世帯あたりの人数は減少傾向にあることから、単身世帯の増加や核家族化の進行が伺えます。

【人口・世帯】



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

【参考資料：令和2年4月1日時点の人口ピラミッド】

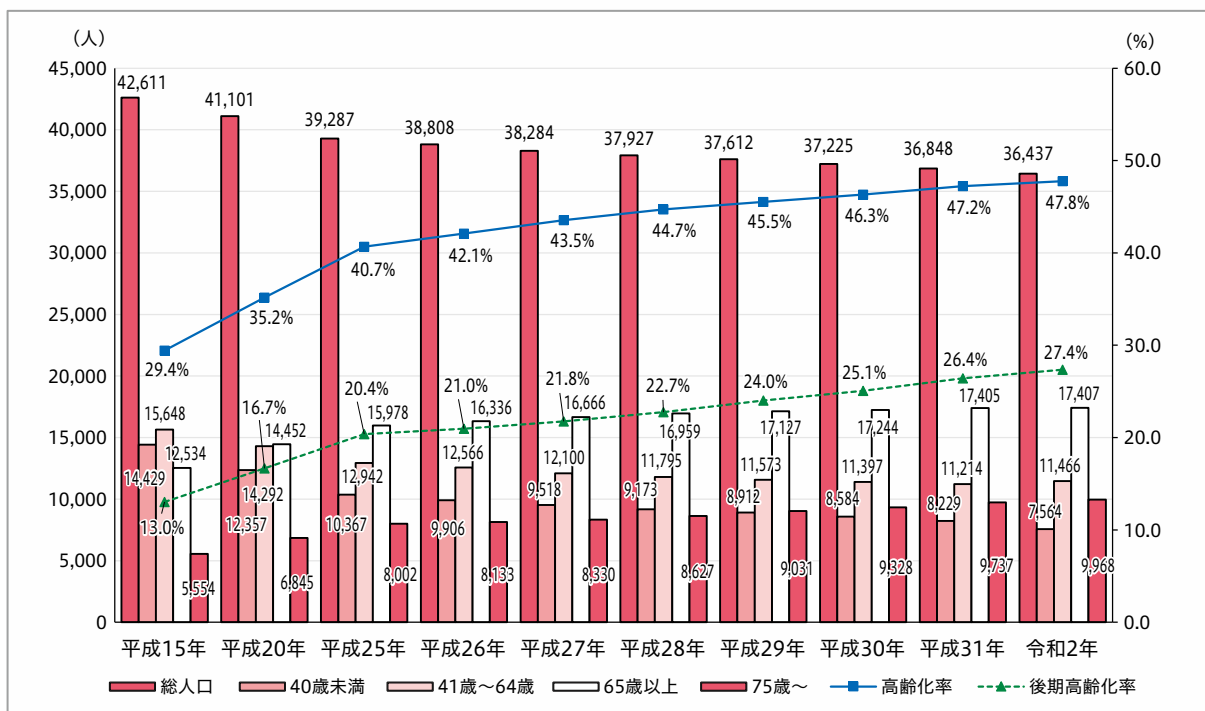


資料：住民基本台帳

## (2) 高齢者人口・高齢化率の推移

65歳以上の高齢者数・高齢化率はともに増加しています。令和2年では、高齢化率が47.8%で、全国の28.6%、静岡県29.5%と比較して大変高くなっています。また、市民の4人に1人は75歳以上となっており、全体の高齢化が進んでいます。

【高齢者人口・高齢化率の状況】



	人 口						高齢化率	後期 高齢化率
	総人口 (A= B+C+D)	40歳 未満 (B)	41歳 ～64歳 (C)	65歳 以上 (D)	65～ 74歳	75歳 ～		
平成15年	42,611	14,429	15,648	12,534	6,980	5,554	29.4%	13.0%
平成20年	41,101	12,357	14,292	14,452	7,607	6,845	35.2%	16.7%
平成25年	39,287	10,367	12,942	15,978	7,976	8,002	40.7%	20.4%
平成26年	38,808	9,906	12,566	16,336	8,203	8,133	42.1%	21.0%
平成27年	38,284	9,518	12,100	16,666	8,336	8,330	43.5%	21.8%
平成28年	37,927	9,173	11,795	16,959	8,332	8,627	44.7%	22.7%
平成29年	37,612	8,912	11,573	17,127	8,096	9,031	45.5%	24.0%
平成30年	37,225	8,584	11,397	17,244	7,916	9,328	46.3%	25.1%
平成31年	36,848	8,229	11,214	17,405	7,668	9,737	47.2%	26.4%
令和2年	36,437	7,564	11,466	17,407	7,439	9,968	47.8%	27.4%

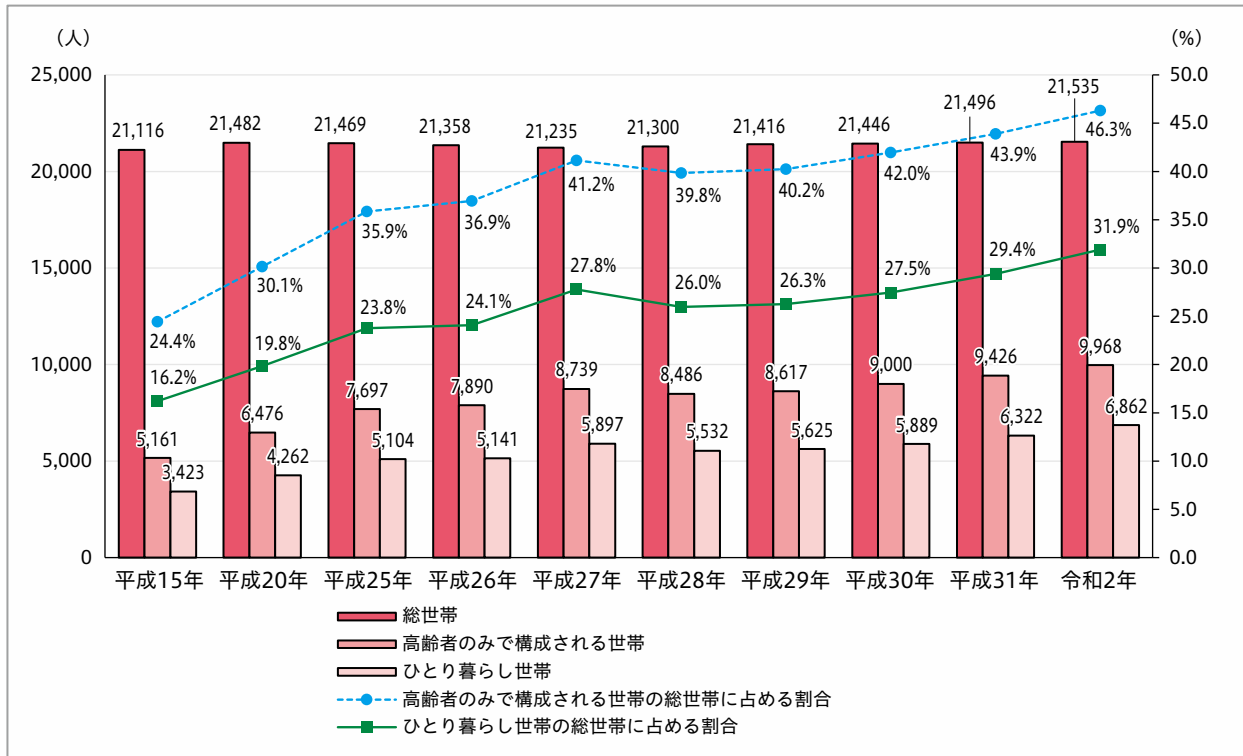
国 28.6%  
県 29.5%

資料：静岡県高齢者福祉行政の基礎調査結果（各年4月1日）

### (3) 高齢者世帯の状況

高齢化が進行する中、高齢者のみで構成される世帯と、高齢者単独世代が急増しています。平成15年と令和2年を比較すると、どちらも約2倍となっています。見守りや声かけなど、身近な地域での関係づくりが必要です。

【高齢者世帯の状況】



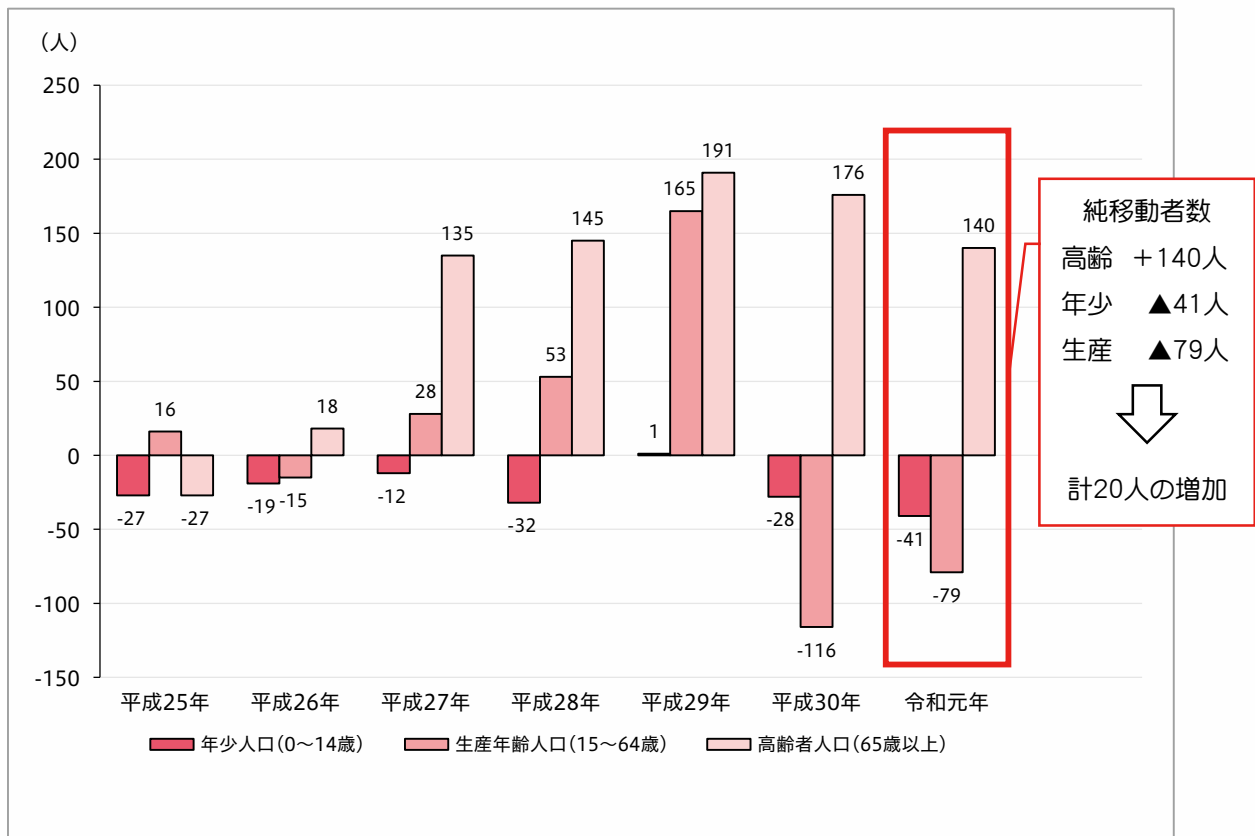
	総世帯	高齢者のみで構成される世帯	総世帯に占める割合	高齢者ひとり暮らし世帯	総世帯に占める割合
平成15年	21,116	5,161	24.4%	3,423	16.2%
平成20年	21,482	6,476	30.1%	4,262	19.8%
平成25年	21,469	7,697	35.9%	5,104	23.8%
平成26年	21,358	7,890	36.9%	5,141	24.1%
平成27年	21,235	8,739	41.2%	5,897	27.8%
平成28年	21,300	8,486	39.8%	5,532	26.0%
平成29年	21,416	8,617	40.2%	5,625	26.3%
平成30年	21,446	9,000	42.0%	5,889	27.5%
平成31年	21,496	9,426	43.9%	6,322	29.4%
令和2年	21,535	9,968	46.3%	6,862	31.9%

資料：静岡県高齢者福祉行政の基礎調査結果(各年4月1日)

### (4) 純移動数の状況

純移動数とは、ある地域の人口の転入数から転出数を差し引いた数です。市の純移動者数は、転入数が転出数より多くなっています。年齢3区分別に見ると、年少人口は転出傾向、生産年齢人口は平成30年より転出傾向、高齢者人口は増加傾向で推移しています。そのため、新しく転入した高齢者へ交流機会を含めた地域とのかかわり方を検討する必要があります。さらに、少子化の進行していることに加え、地域の次世代の担い手が転出しているため、地域の力が弱くなることが懸念されます。

【純移動数の状況】

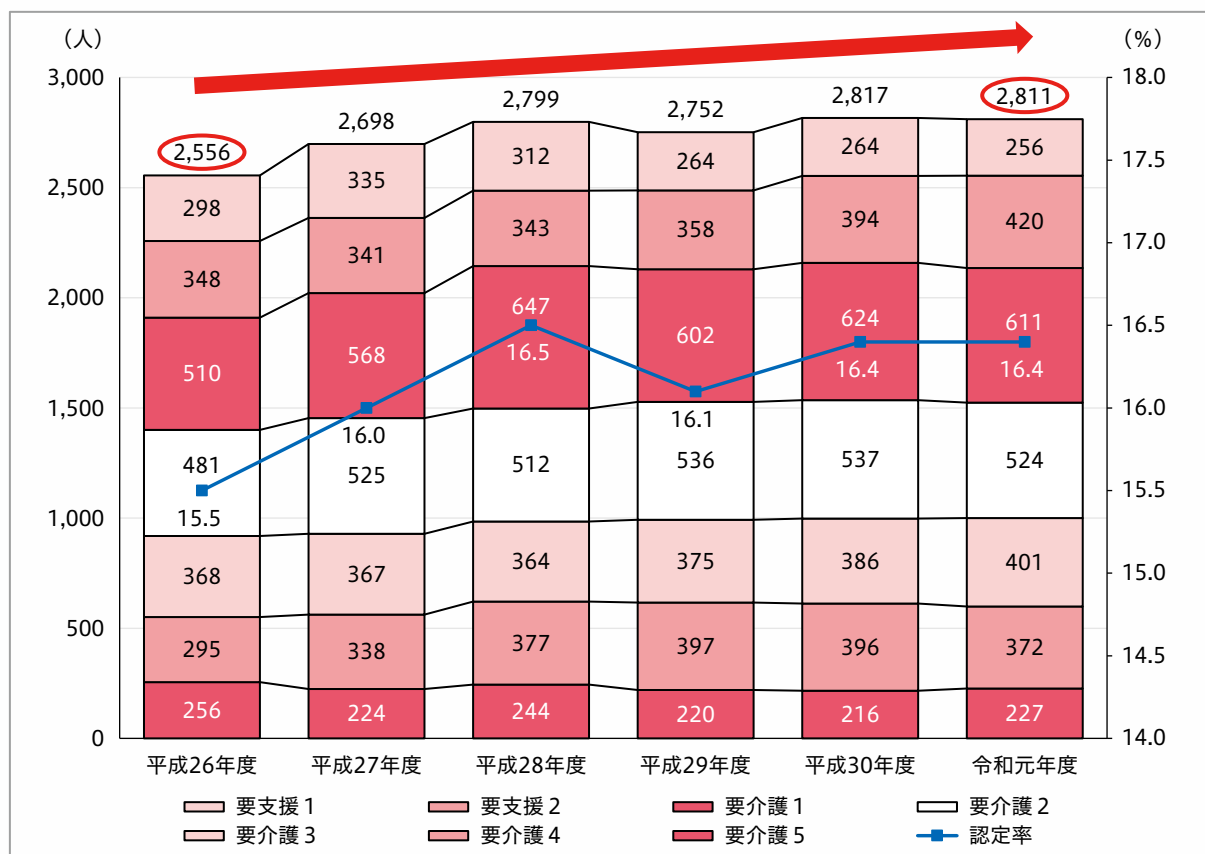


資料：地域経済分析システム(RESAS：リーサス)年齢階級別純移動数(各年1月1日)

## (5) 要介護等認定状況

高齢者人口の増加などにより、認定者数と認定率は増加傾向です。なお、認定率とは高齢者人口数のうち要支援者や要介護者の認定を受けた人の割合のことです。市民の約半数が65歳以上の本市では、今後も増加することが見込まれます。

【要介護認定状況】



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
高齢者人口	16,539	16,827	16,978	17,081	17,199	17,180	
認定者数	2,556	2,698	2,799	2,752	2,817	2,811	
区分	要支援1	298	335	312	264	264	256
	要支援2	348	341	343	358	394	420
	要介護1	510	568	647	602	624	611
	要介護2	481	525	512	536	537	524
	要介護3	368	367	364	375	386	401
	要介護4	295	338	377	397	396	372
	要介護5	256	224	244	220	216	227
認定率	15.5	16.0	16.5	16.1	16.4	16.4	

資料：熱海市の福祉・健康(各年度3月31日)

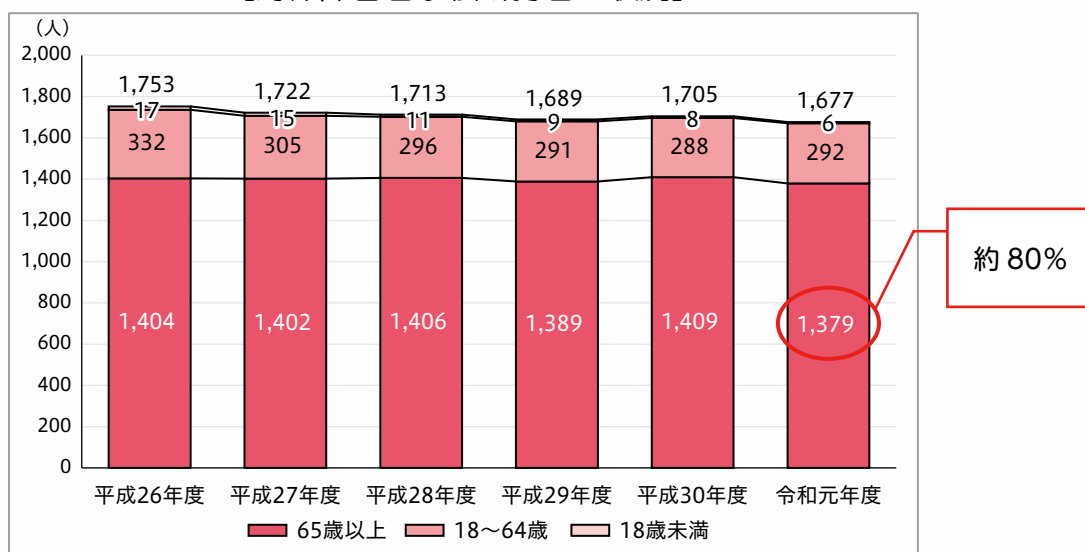


## (6) 障がいのある方の状況

総人口は減少していますが、障がい者の合計人数はほぼ同数で推移しており、総人口における障がい者の割合は増加しています。障害種別ごとでは、身体障害者手帳所持者数は減少傾向であるのに対し、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

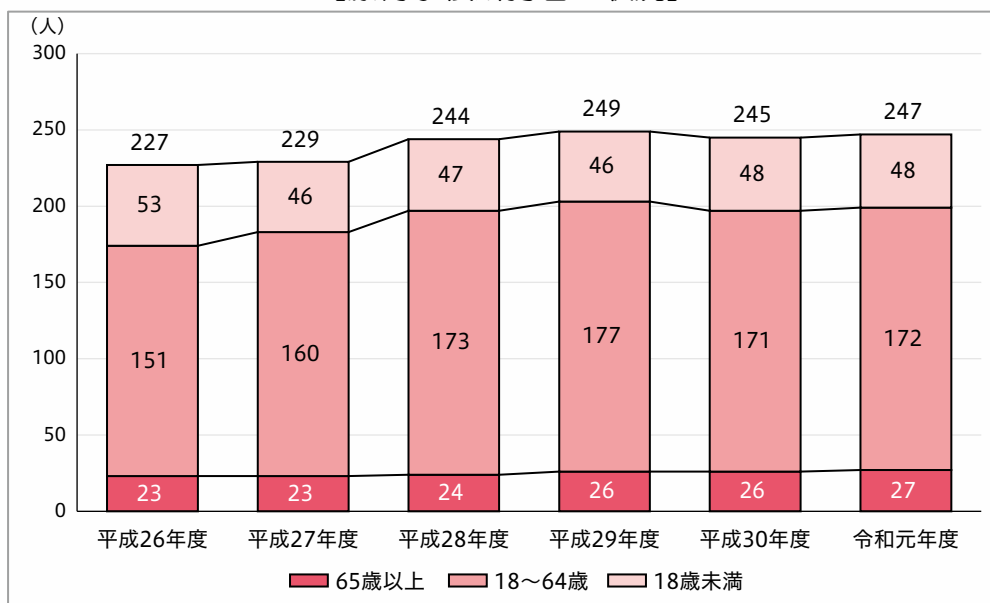
身体障害者手帳所持者数の約80%が65歳以上で高齢化が進行しています。

【身体障害者手帳所持者の状況】



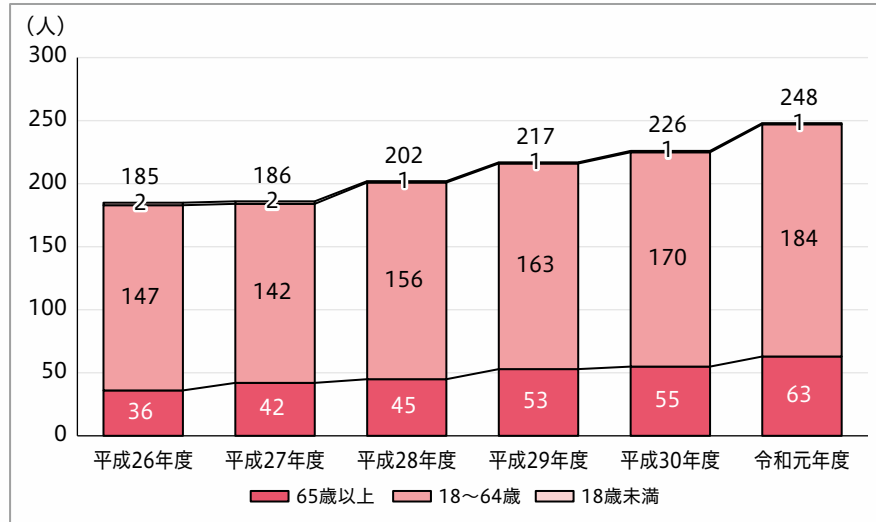
療育手帳所持者数は、18歳から64歳の現役世代でやや増加傾向にあります。

【療育手帳所持者の状況】



精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成26年度と比べ、18～64歳が1.25倍、65歳以上が1.75倍となり、増加傾向にあります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の状況】



【障がいのある方の状況】

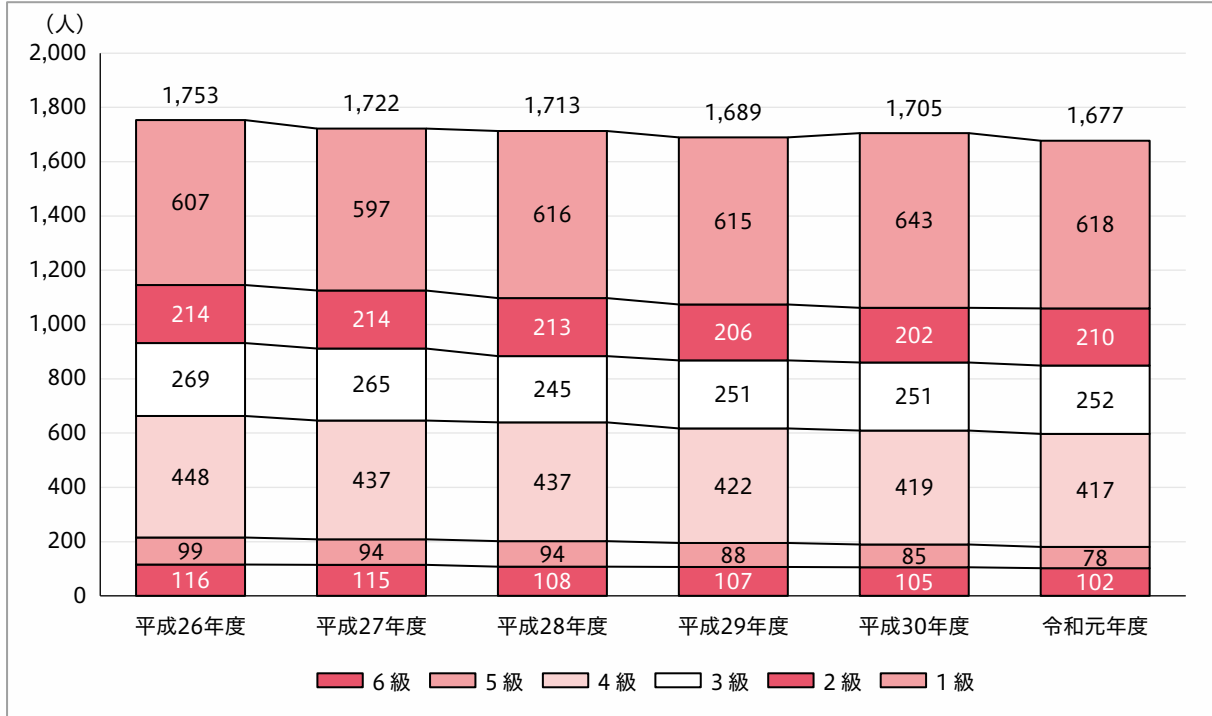
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳所持者(合計)	1,753	1,722	1,713	1,689	1,705	1,677
18歳未満	17	15	11	9	8	6
18～64歳	332	305	296	291	288	292
65歳以上	1,404	1,402	1,406	1,389	1,409	1,379
療育手帳所持者(合計)	227	229	244	249	245	247
18歳未満	53	46	47	46	48	48
18～64歳	151	160	173	177	171	172
65歳以上	23	23	24	26	26	27
精神障害者保健福祉手帳所持者(合計)	185	186	202	217	226	248
18歳未満	2	2	1	1	1	1
18～64歳	147	142	156	163	170	184
65歳以上	36	42	45	53	55	63

資料：社会福祉課(各年度3月31日)



## (7) 身体障害者手帳所持者の級別状況

【身体障害者手帳所持者の状況】

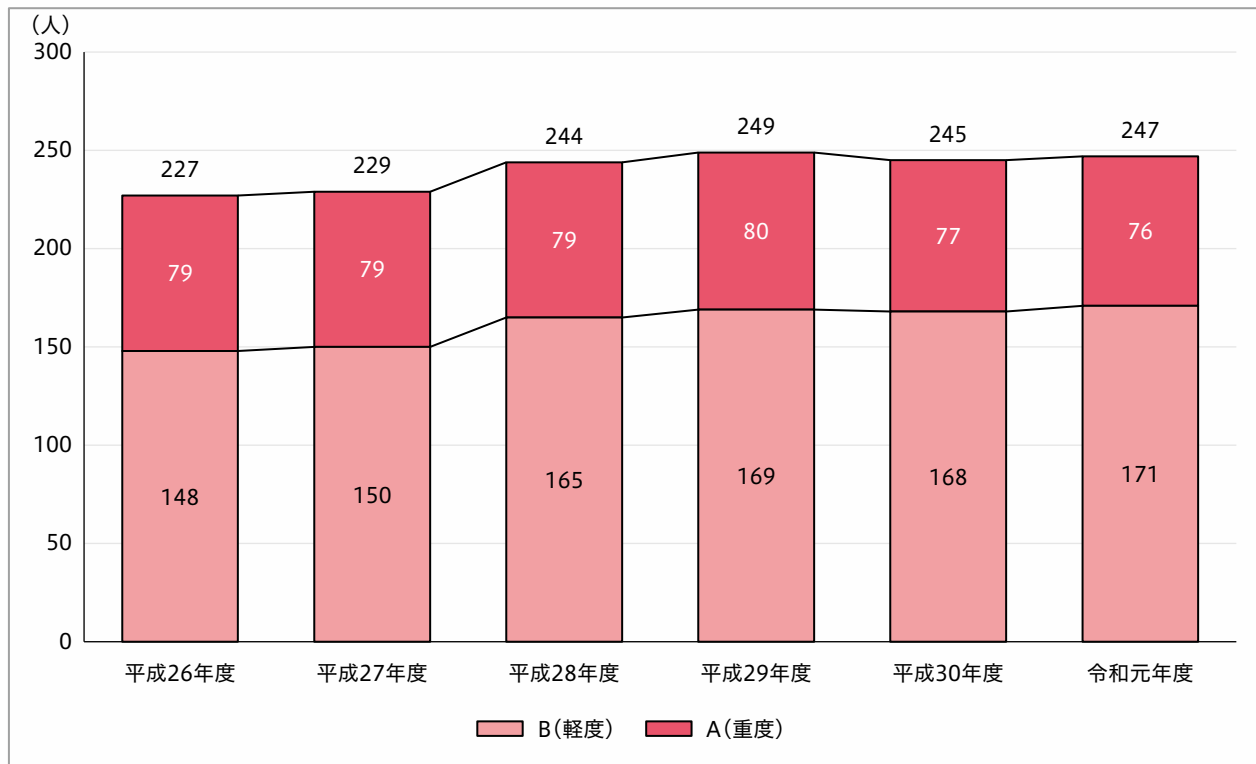


		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計		1,753	1,722	1,713	1,689	1,705	1,677
区分	1級 (重度)	607	597	616	615	643	618
	2級	214	214	213	206	202	210
	3級	269	265	245	251	251	252
	4級	448	437	437	422	419	417
	5級	99	94	94	88	85	78
	6級 (軽度)	116	115	108	107	105	102

資料：社会福祉課(各年度3月31日)

**(8) 療育手帳所持者の状況**

【療育手帳所持者の状況】



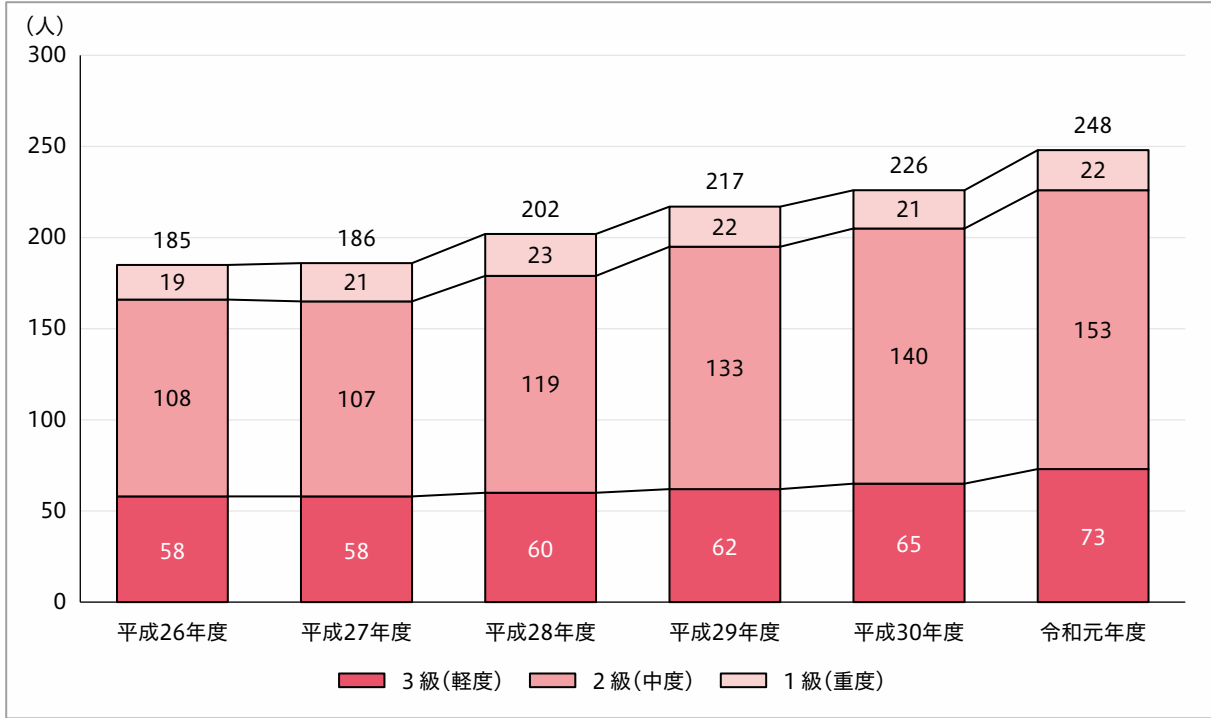
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計	227	229	244	249	245	247
区分						
A(重度)	79	79	79	80	77	76
B(軽度)	148	150	165	169	168	171

資料：社会福祉課(各年度3月31日)



## (9) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

【精神障害者保健福祉手帳所持者の状況】

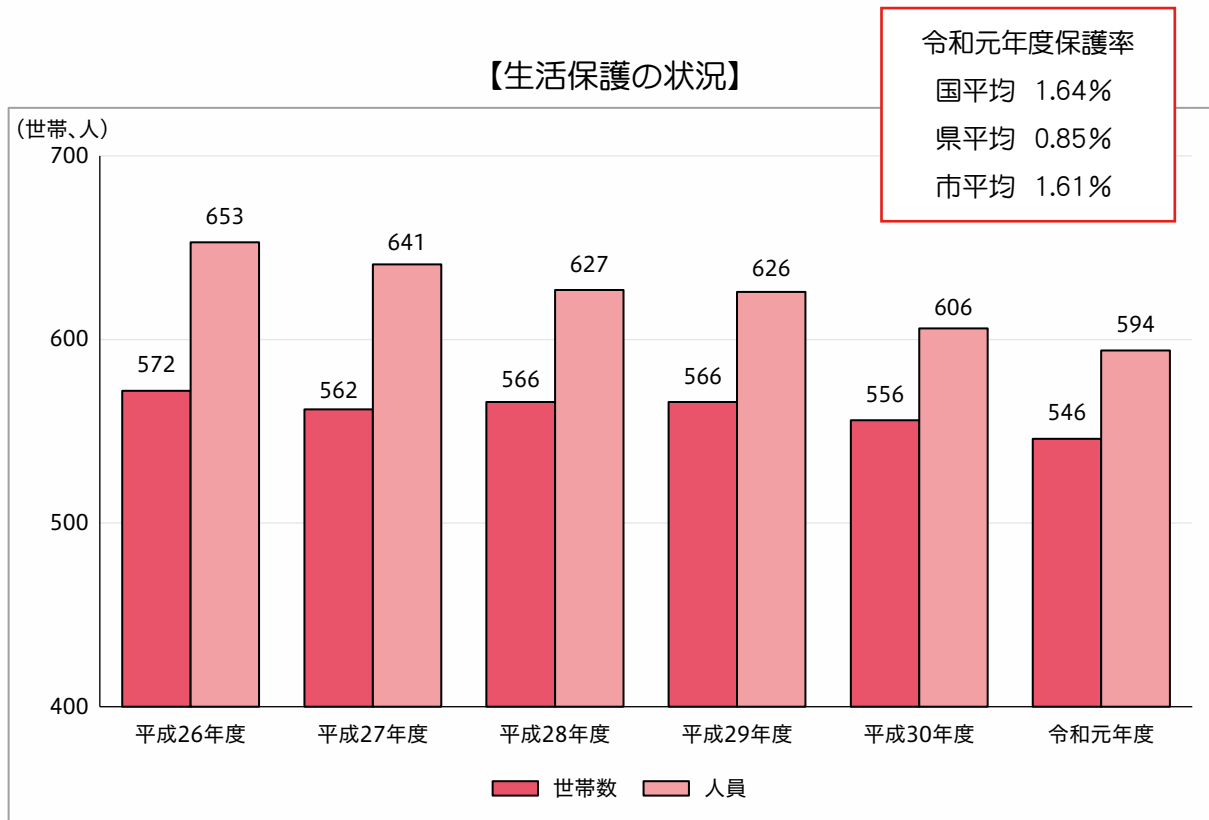


		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計		185	186	202	217	226	248
区分	1級(重度)	19	21	23	22	21	22
	2級(中度)	108	107	119	133	140	153
	3級(軽度)	58	58	60	62	65	73

資料:社会福祉課(各年度3月31日)

## (10) 生活保護の状況

世帯数、人員とも減少傾向にあります。また、保護率<sup>4</sup>は静岡県平均を大きく上回るものの、全国平均とほぼ同程度となっています。



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
世帯数	572	562	566	566	556	546
人員	653	641	627	626	606	594

資料：社会福祉課(各年度4月1日)

<sup>4</sup> 保護率：「生活保護を受けている実人員」÷「各年10月1日現在総務省推計人口(総人口)」×1000で算出している。

## (11) 民生委員・児童委員の状況

現在、本市の定数は130人となっており、近年では充足していますが、人口減少、高齢化の進行により、民生委員・児童委員のさらなる高齢化や担い手不足が懸念されます。

【民生委員・児童委員の人数】



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人員	127	125	128	130	130	130

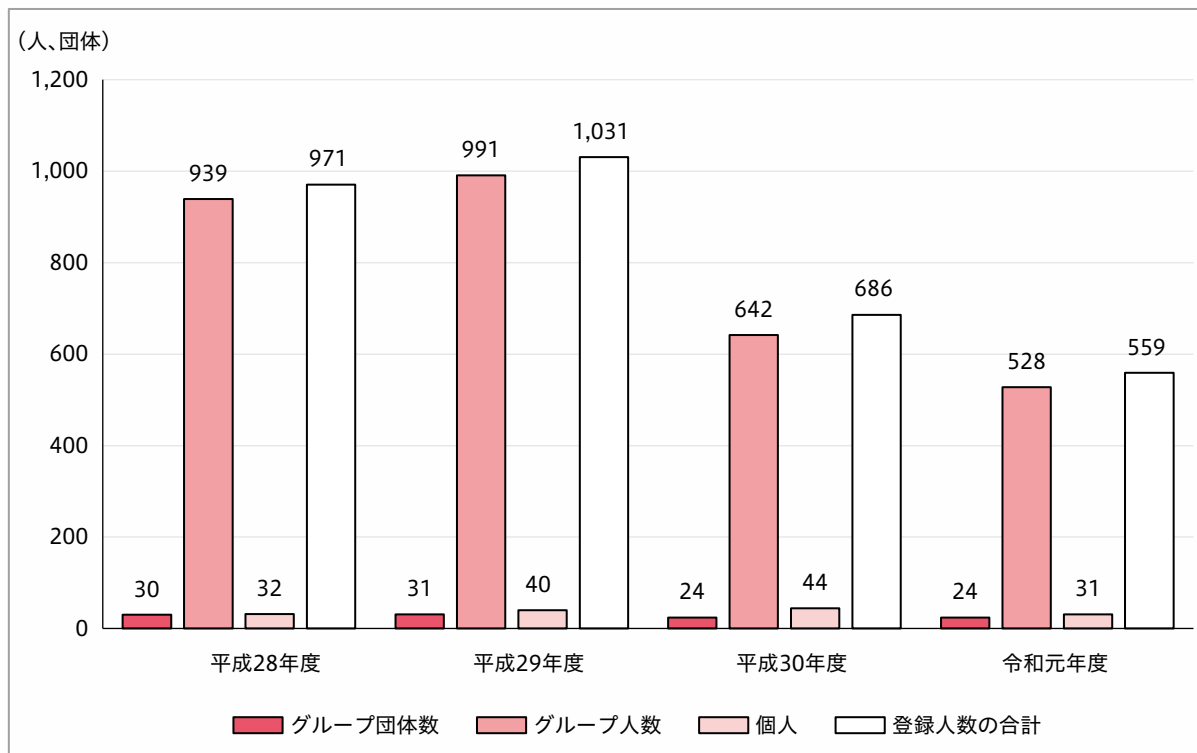
資料：「熱海市の福祉・健康」長寿介護課(各年度3月31日)



## (12) ボランティア団体・NPOの状況

市または社会福祉協議会に登録のあるグループ、個人とも減少傾向にあります。民生委員・児童委員と同様に、人口減少、高齢化の進行により、ボランティア登録者の高齢化や担い手不足が懸念されます。

【ボランティア団体・NPOの状況】



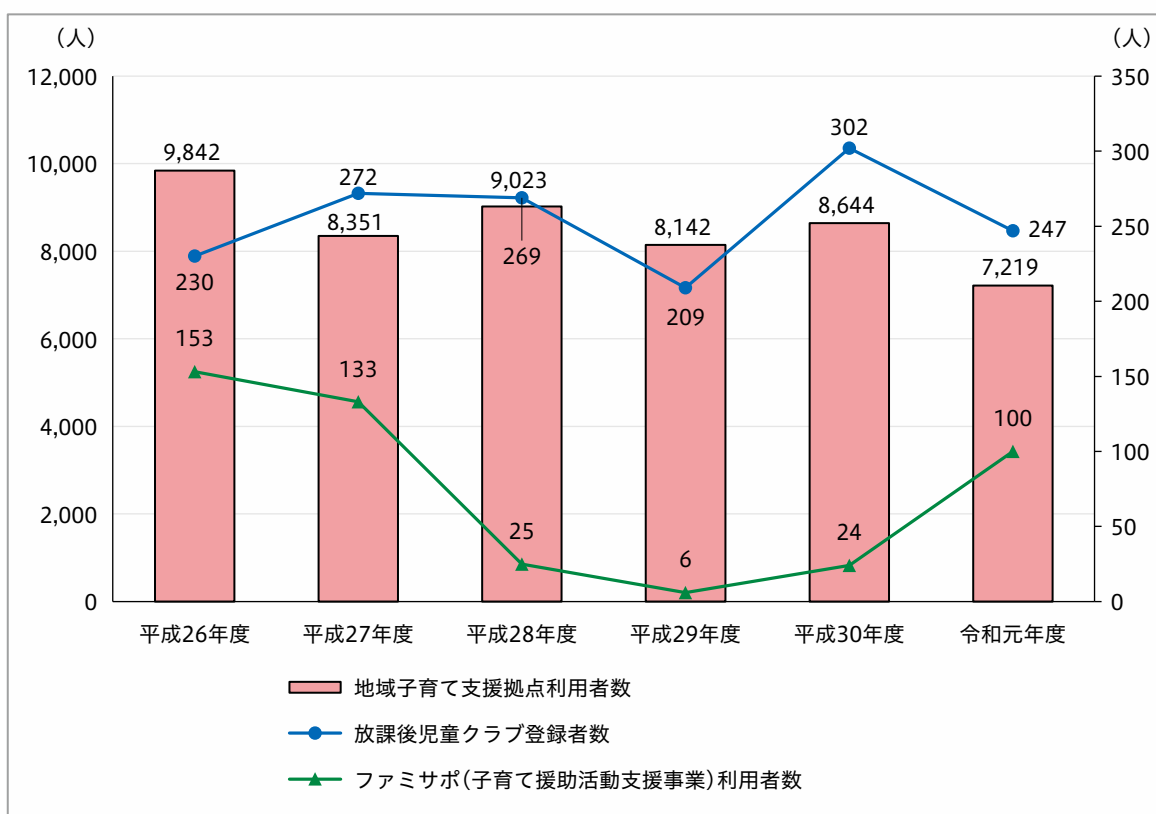
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
グループ	団体数	30	31	24	24
	人数	939	991	642	528
個人		32	40	44	31
登録人数の合計		971	1,031	686	559

資料：協働環境課と社会福祉協議会把握数値(各年度3月31日)

### (13) 子育て支援の利用状況

地域子育て支援拠点利用者数は近年減少傾向で推移しています。放課後児童クラブ登録者数は年によって変化がありますが、女性の就業率の上昇も踏まえた放課後児童対策として取組を進めています。ファミサポ(子育て援助活動支援事業)利用者数は、年度ごとに利用者数の増減があり、近年の利用者数は増加傾向です。

【子育て支援の利用状況】



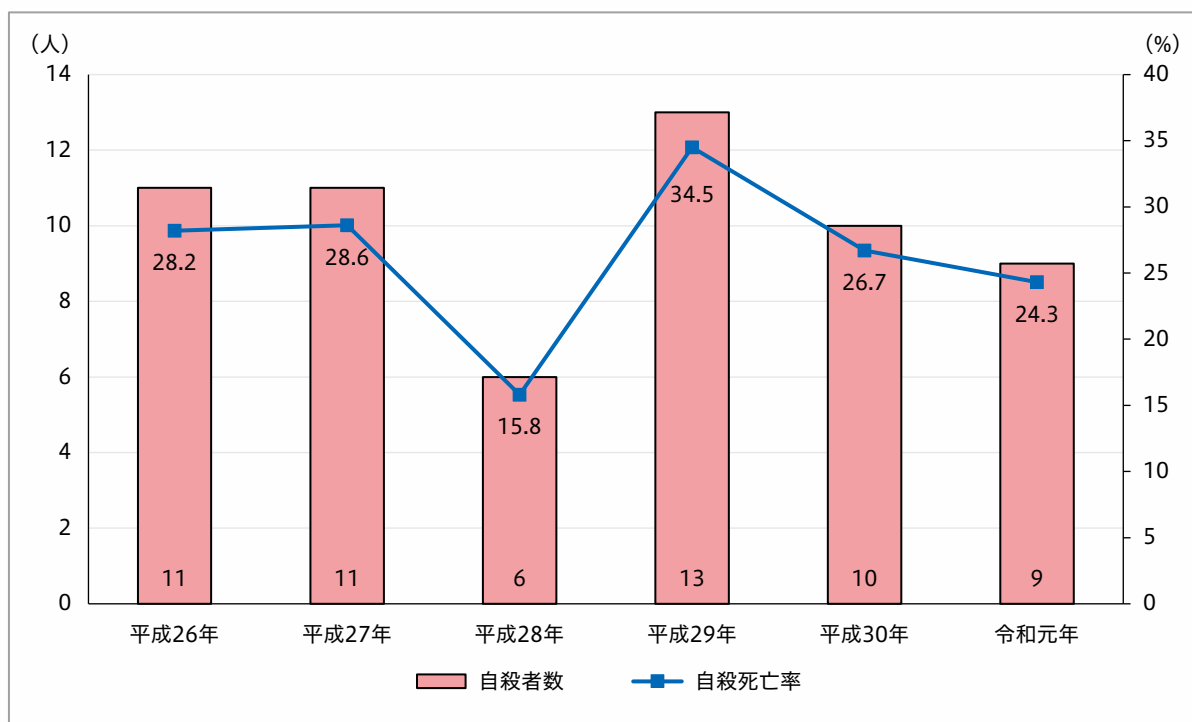
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域子育て支援拠点	利用者数	9,842	8,351	9,023	8,142	8,644	7,219
放課後児童クラブ	登録者数	230	272	269	209	302	247
ファミサポ(子育て援助活動支援事業)	利用者数	153	133	25	6	24	100

資料：社会福祉課(各年度3月31日)

## (14) 自殺者数の推移

近年は、減少傾向にあります。平成26年以降の市の自殺死亡率は平成28年を除き全国と静岡県を上回っています。

【自殺者の状況】



国平均15.7  
県平均16.4

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
自殺者数	11	11	6	13	10	9
自殺死亡率 (人口10万対)	28.2	28.6	15.8	34.5	26.7	24.3

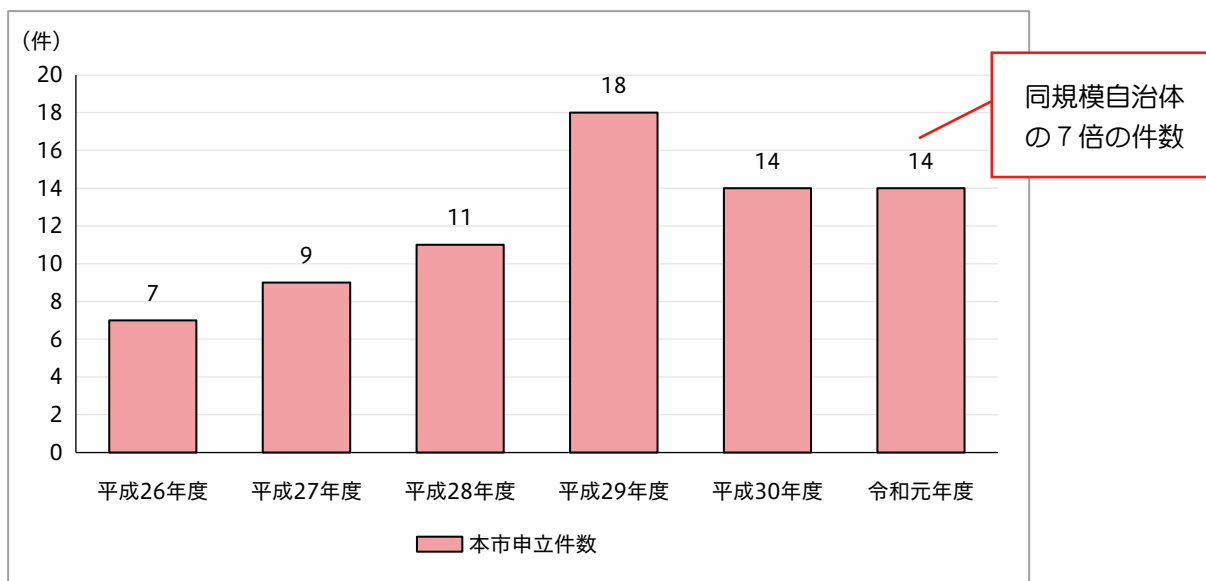
資料「厚生労働省 地域における自殺の基礎資料」(「年」累計)長寿介護課



## (15) 権利擁護関連事業の状況

増加傾向にあります。これは高齢化の進行により、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者等が増加してきたことに加え、高齢者単身世帯が増加し親族との関係性が薄れていることなどが考えられます。また、本市は人口規模が同程度の自治体と比べても非常に高い利用状況にあります。

【権利擁護関連事業の状況（申立て）】

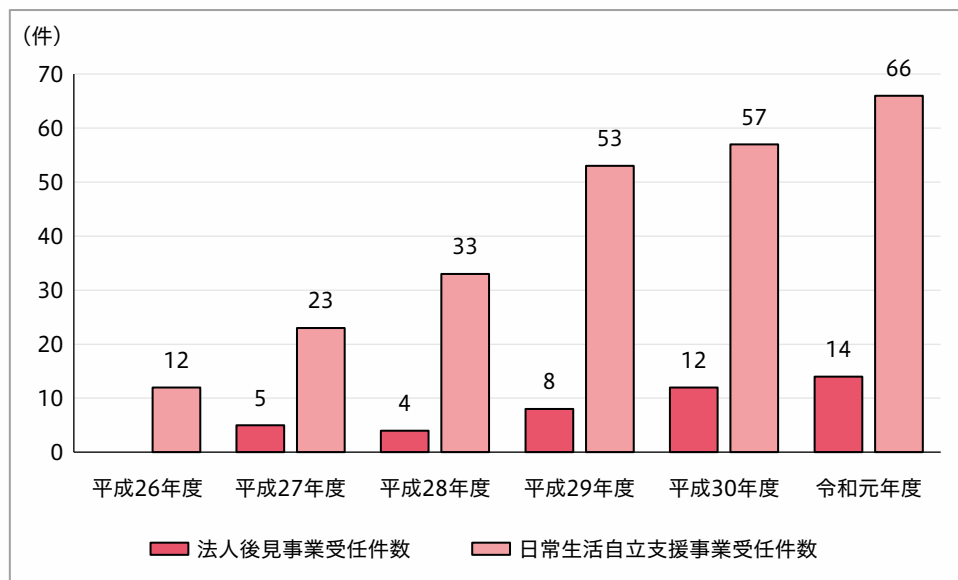


### ①成年後見制度利用支援事業市長申立て件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申立件数	7件	9件	11件	18件	14件	14件

資料：長寿介護課（各年度3月31日）

## 【権利擁護関連事業の状況（受任）】



## ②法人後見事業受任件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受任件数	—	5件	4件	8件	12件	14件

資料：熱海市社会福祉協議会（各年度3月31日）

## ③日常生活自立支援事業受任件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受任件数	12件	23件	33件	53件	57件	66件

資料：熱海市社会福祉協議会（各年度3月31日）

## 2 市民アンケート調査結果による現状・課題

本プランへの導入にあたり市民の福祉に関わる実態や意識を理解し、市が取り組むべき課題に対する考えを把握するために、本調査を実施しました。

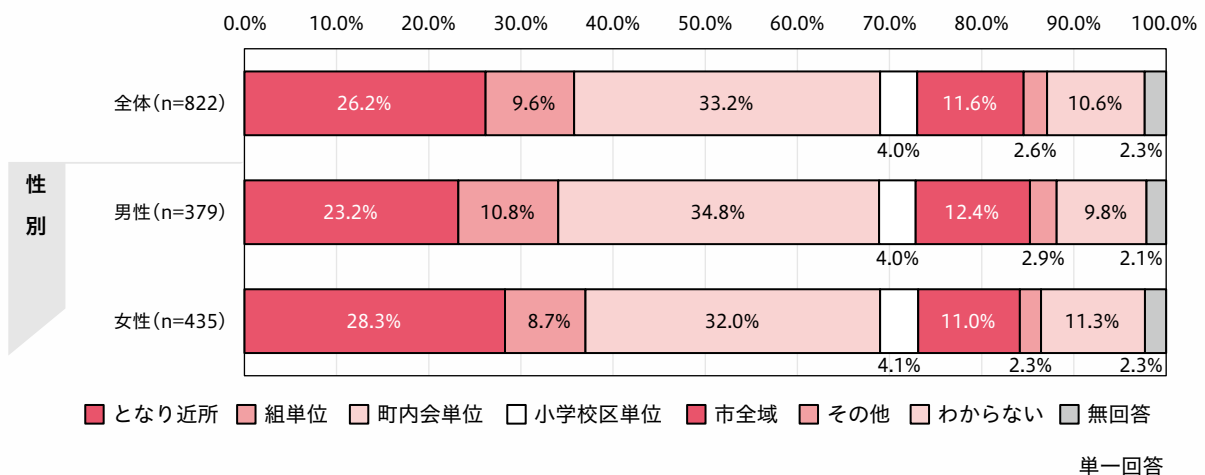
### 【調査の設計・配布・回収】

調査対象者	市内に在住する15歳以上の方
調査数	2,000人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	令和2年8月
有効回収数	822票
有効回収率	41.1%
留意事項	<p>比率は全て百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%を上下する場合があります。</p> <p>基数となるべき実数は、“n =〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。</p> <p>複数回答(一人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい設問)の場合、各回答の合計比率は100%を超えることがあります。</p> <p>性別、年齢別などに無回答の方がいたため、全体の合計と一致しない場合があります。</p>

### (1) 互いに助け合いの活動ができる地域

「町内会単位」が33.2%と最も高く、次いで「となり近所」(26.2%)、「市全域」(11.6%)の順となっています。

#### 【互いに助け合いの活動ができる地域】

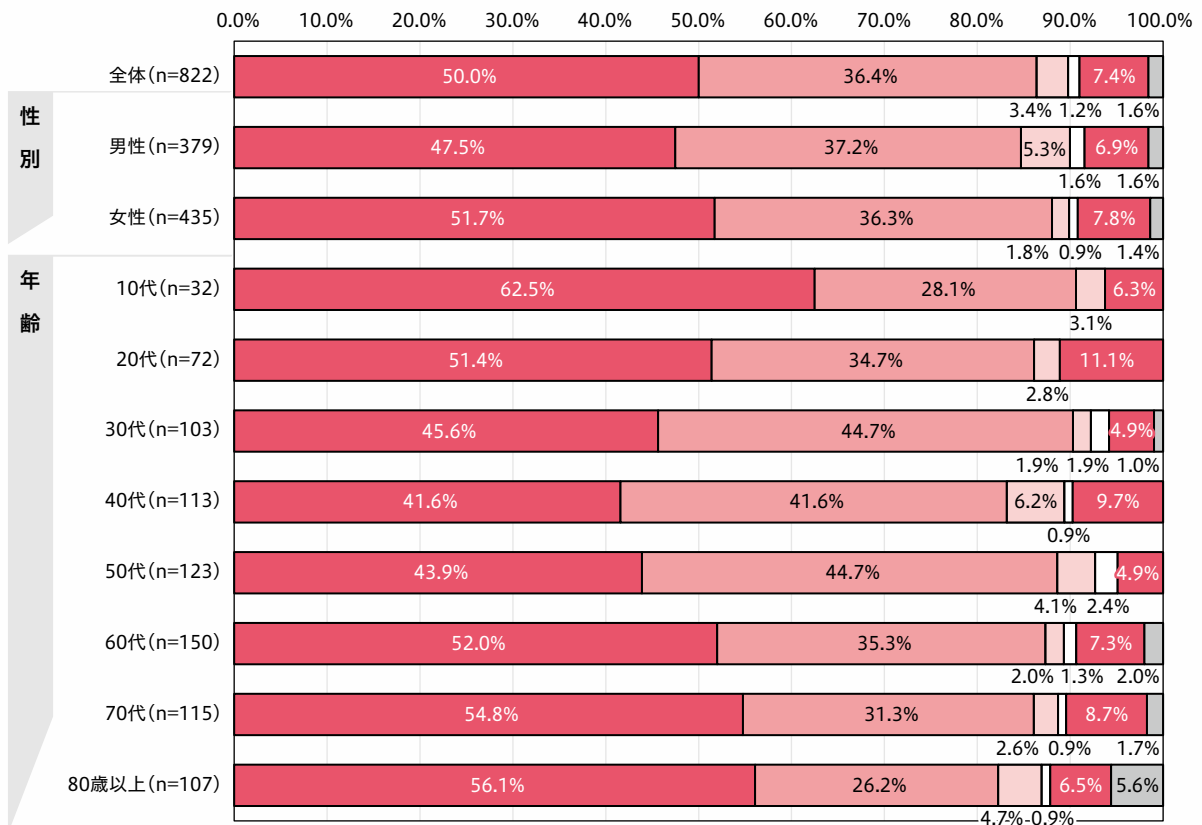


## (2) お互いに支え合い、助け合う関係が必要だと思うか

「必要だと思う」が50.0%と最も高く、次いで「どちらかという必要だと思う」が(36.4%)、「わからない」(7.4%)等の順となっています。

属性別<sup>5</sup>で見ると、年齢別では、「必要だと思う」が10代で最も高くなっており、加齢に従って40代で低くなり、50代以上は高くなっていきます。

【お互いに支え合い、助け合う関係が必要だと思うか】



- 必要だと思う
- どちらかという必要だとは思わない
- わからない
- どちらかという必要だと思う
- 必要だとは思わない
- 無回答

単一回答

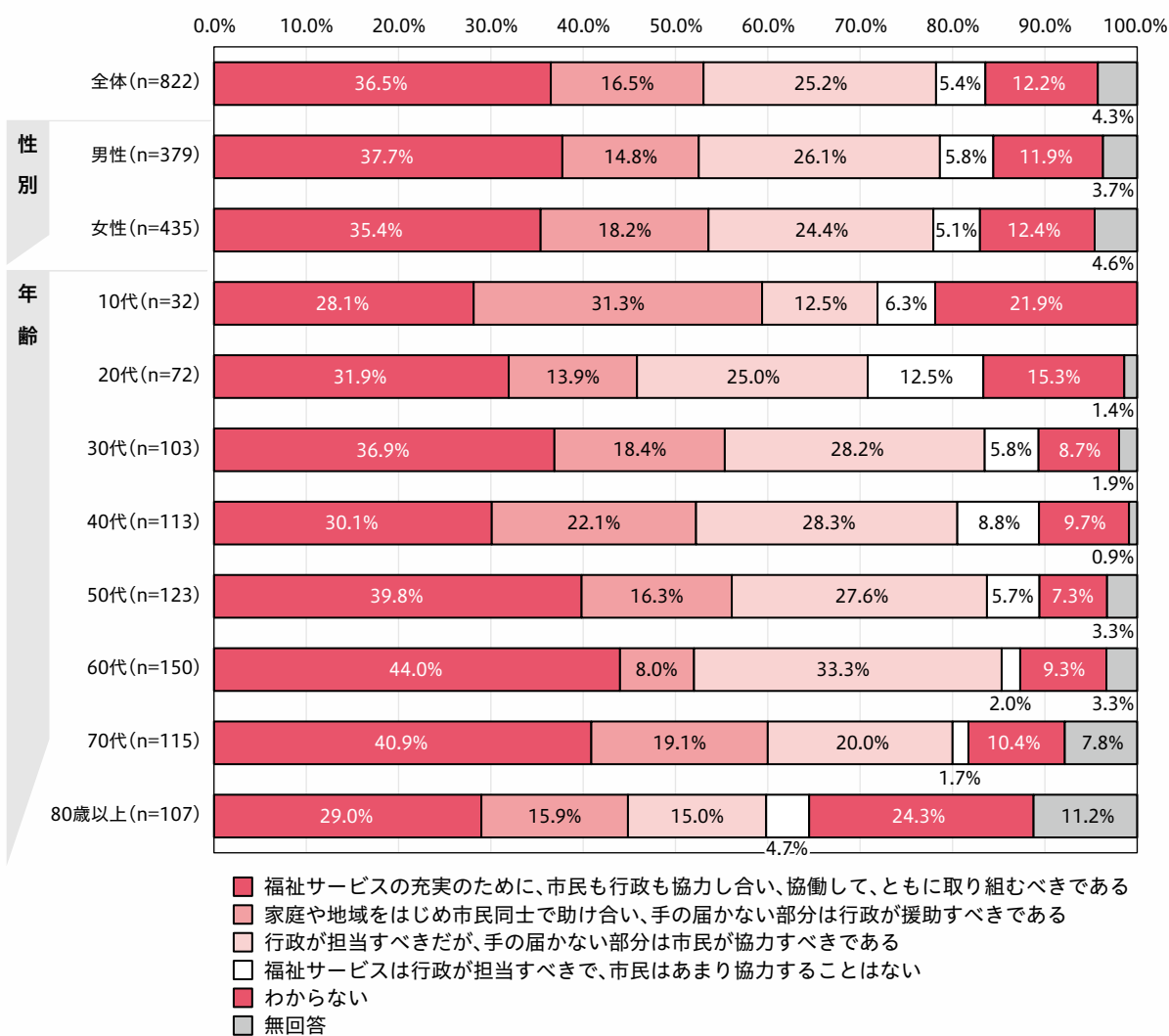
<sup>5</sup> 属性別：性別、年齢などその人や事柄がもっている性質や特徴のこと

### (3) 市民と行政との関係はどうあるべきか

「福祉サービスの充実のために、市民も行政も協力し合い、協働して、ともに取り組むべきである」が36.5%と最も高く、次いで「行政が担当すべきだが、手の届かない部分は市民が協力すべきである」(25.2%)、「家庭や地域をはじめ市民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべきである」(16.5%)の順となっています。

属性別でみると、年齢別では「福祉サービスの充実のために、市民も行政も協力し合い、協働して、ともに取り組むべきである」がおおよそ加齢とともに60代をピークに高くなっており、「家庭や地域をはじめ市民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべきである」は10代が最も高くなっています。

【市民と行政との関係はどうあるべきか】



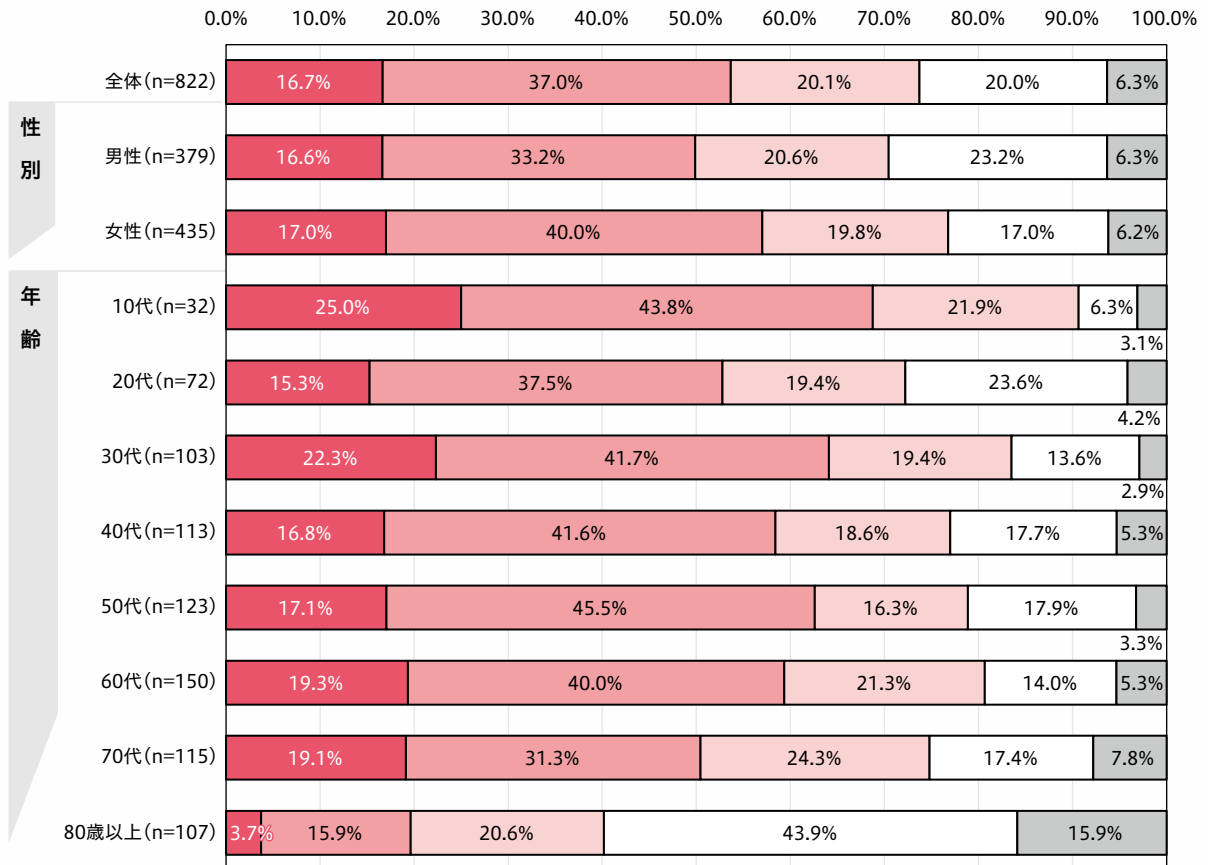
単一回答

#### (4) ボランティア活動に参加する気持ちがあるか

「ボランティア活動への興味はあるが、参加する機会がない」が37.0%と最も高く、次いで「ボランティア活動への興味はあるが、参加しようとは思わない」(20.1%)、「ボランティア活動に参加するつもりはない」(20.0%)、「何らかのボランティア活動に参加したい(あるいは今後とも活動を続けたい)」(16.7%)の順となっています。

属性別でみると、年齢別では「何らかのボランティア活動に参加したい(あるいは今後とも活動を続けたい)」で10代が最も高くなっています。一方で、50代以上から「何らかのボランティア活動に参加したい(あるいは今後とも活動を続けたい)」「ボランティア活動への興味はあるが、参加する機会がない」の割合が、加齢とともに減少していく傾向が伺えます。

【ボランティア活動に参加する気持ちがあるか】



- 何らかのボランティア活動に参加したい(あるいは今後とも活動を続けたい)
- ボランティア活動への興味はあるが、参加する機会がない
- ボランティア活動への興味はあるが、参加しようとは思わない
- ボランティア活動に参加するつもりはない
- 無回答

単一回答

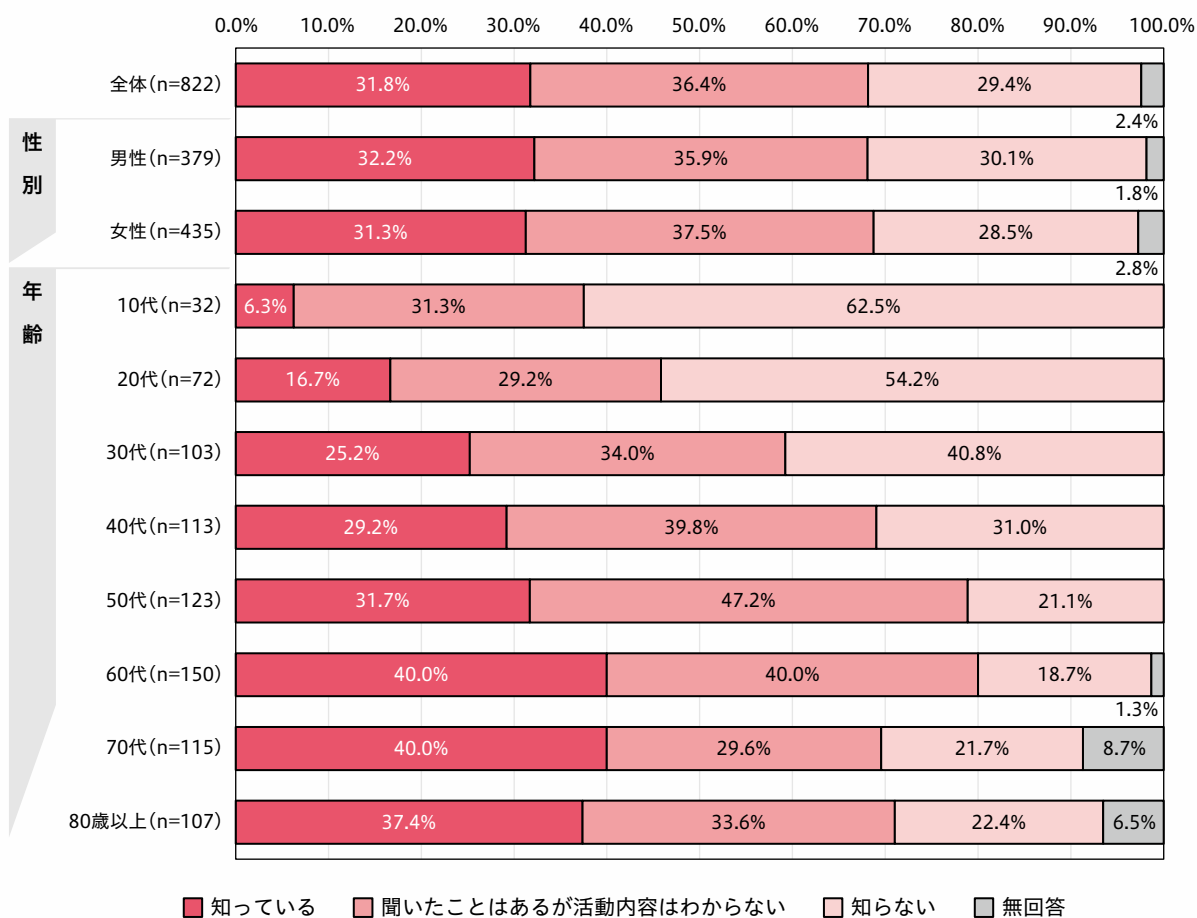


## (5) 熱海市社会福祉協議会 (社会福祉協議会) を知っているか

「聞いたことはあるが活動内容はわからない」が36.4%と最も高く、次いで「知っている」(31.8%)、「知らない」(29.4%)の順となっています。

属性別にみると、年齢別では、加齢とともに「知っている」が高くなる傾向があります。

【熱海市社会福祉協議会 (社会福祉協議会) を知っているか】



単一回答

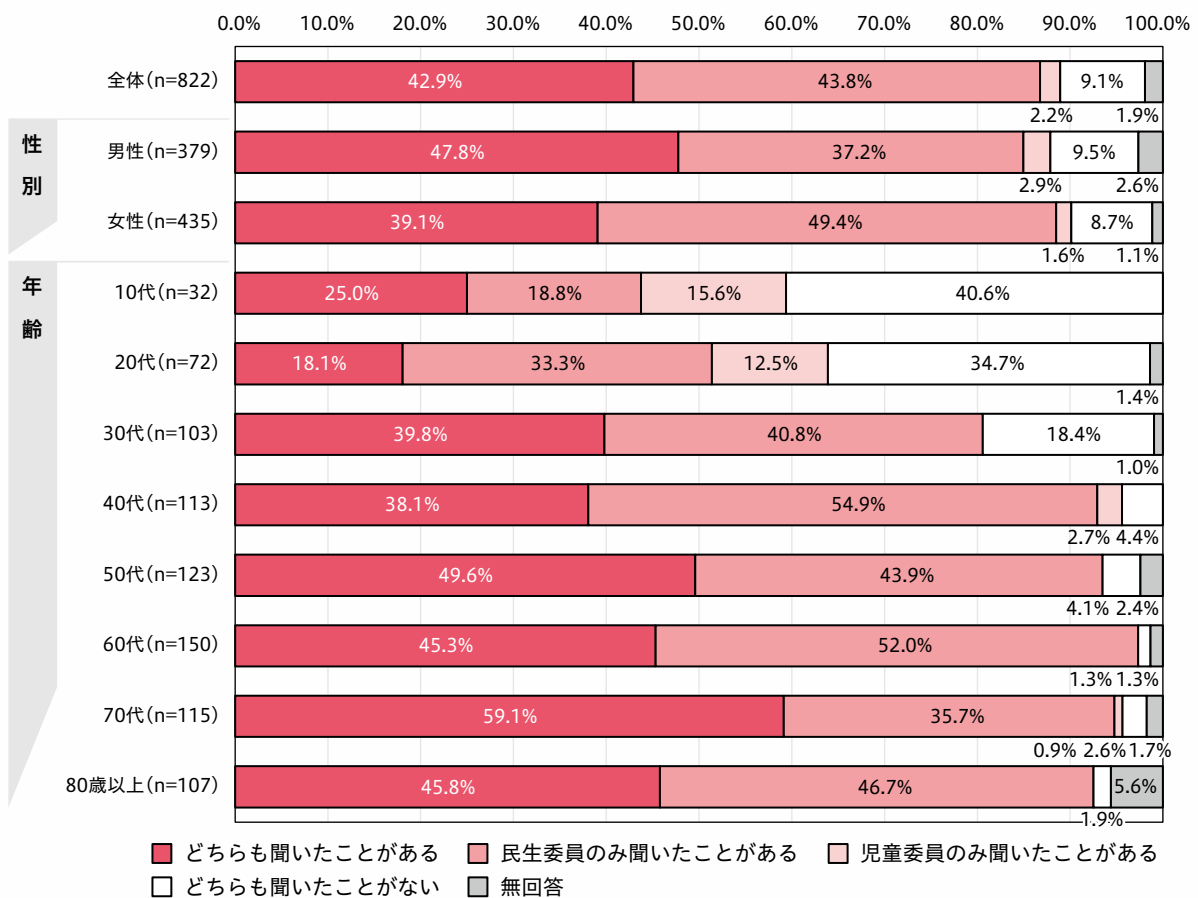


## (6) 民生委員・児童委員という言葉を知ったことがあるか

「民生委員のみ聞いたことがある」が43.8%と最も高く、次いで「どちらも聞いたことがある」(42.9%)、「どちらも聞いたことがない」(9.1%)、「児童委員のみ聞いたことがある」(2.2%)の順となっています。

属性別にみると、性別では「どちらも聞いたことがある」について、男性が女性より高くなっており、年齢別では、おおよそ加齢に従って高くなっています。また、若年層では「聞いたことがない」の回答が高くなっています。

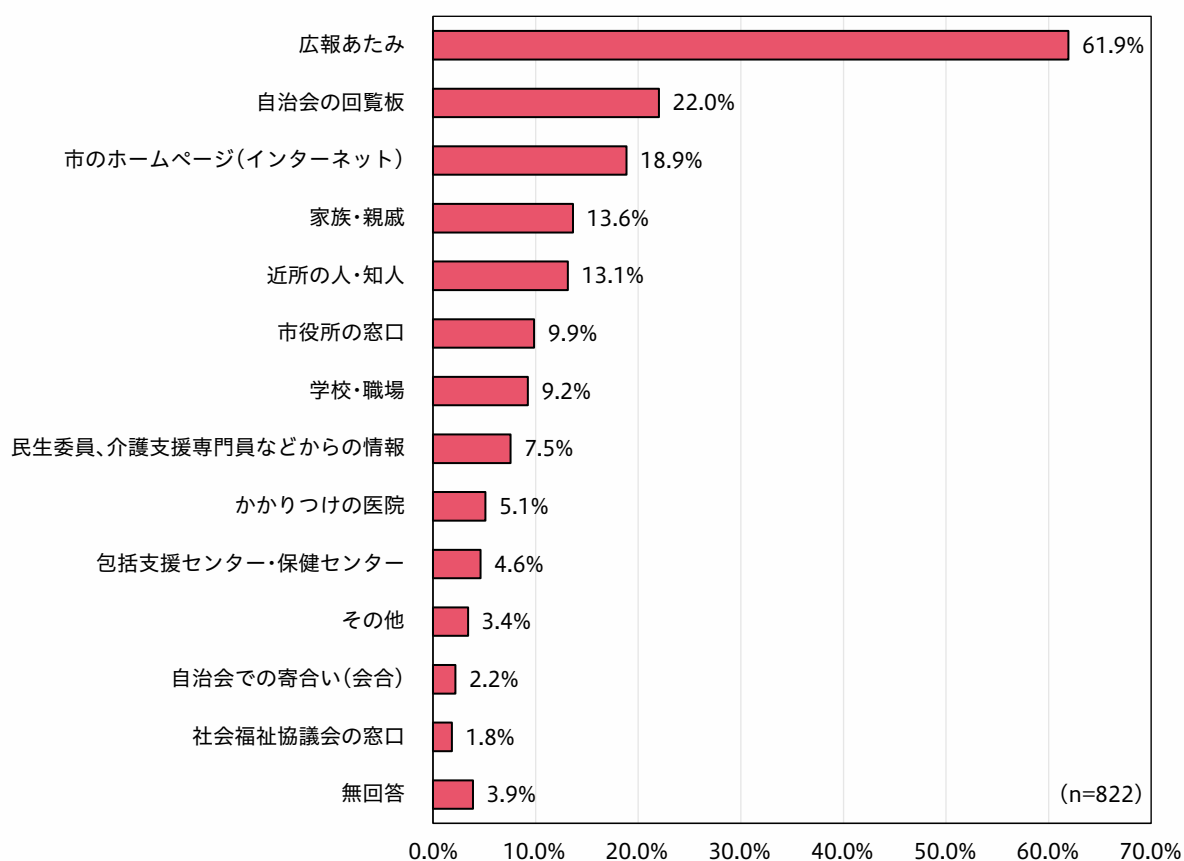
【民生委員・児童委員という言葉を知ったことがあるか】



## (7) 市の保健・福祉に関する情報の入手

「広報あたま」が61.9%と最も高く、次いで「自治会の回覧板」(22.0%)、「市のホームページ(インターネット)」(18.9%)等の順となっており、広報あたま・自治会の回覧板など紙媒体を中心に情報を入手している傾向が伺えます。

【市の保健・福祉に関する情報の入手】

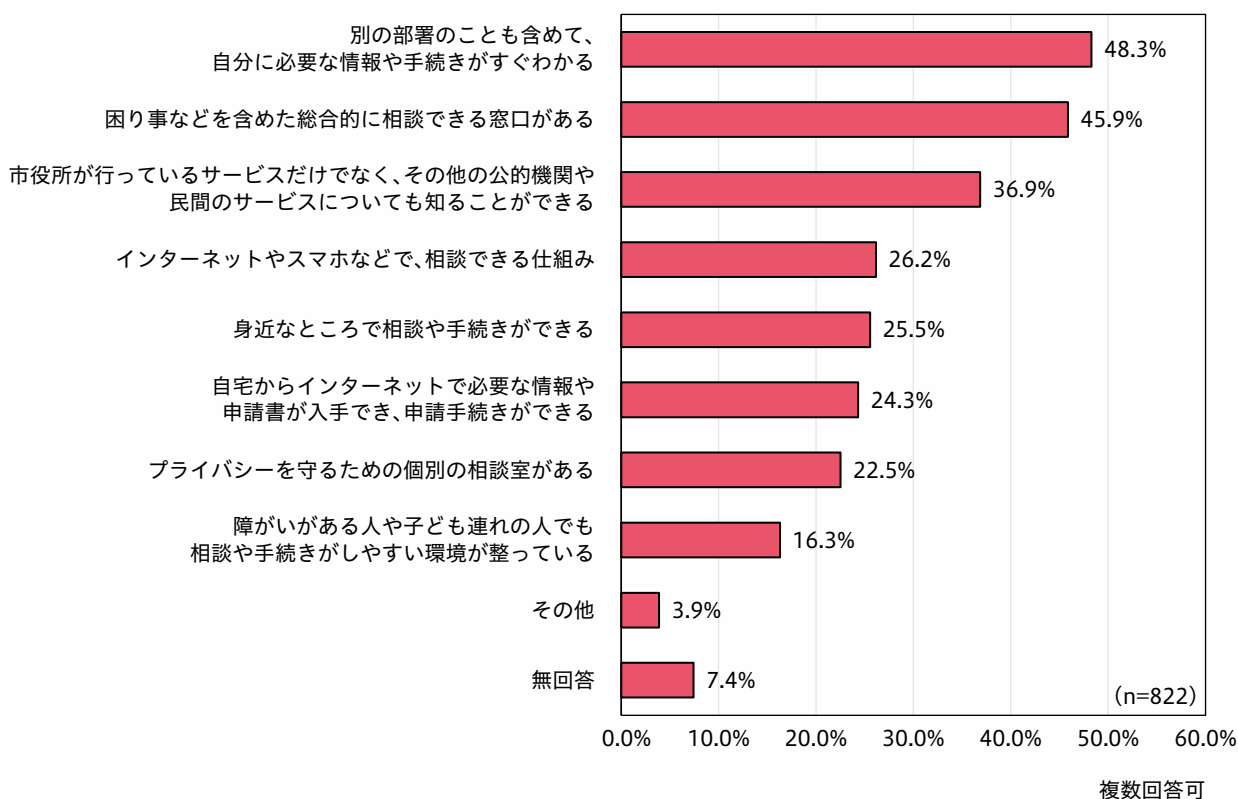


複数回答可

## (8) どのような窓口だと相談しやすいか

「別の部署のことも含めて、自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」が48.3%と最も高く、次いで「困り事などを含めた総合的に相談できる窓口がある」(45.9%)、「市役所が行っているサービスだけでなく、その他の公的機関や民間のサービスについても知ることができる」(36.9%)等の順となっています。分野や分類をまたがった行政窓口サービスやインターネットを活用した相談サービス、身近な相談窓口など、多様なニーズがあることが伺えます。

### 【どのような窓口だと相談しやすいか】

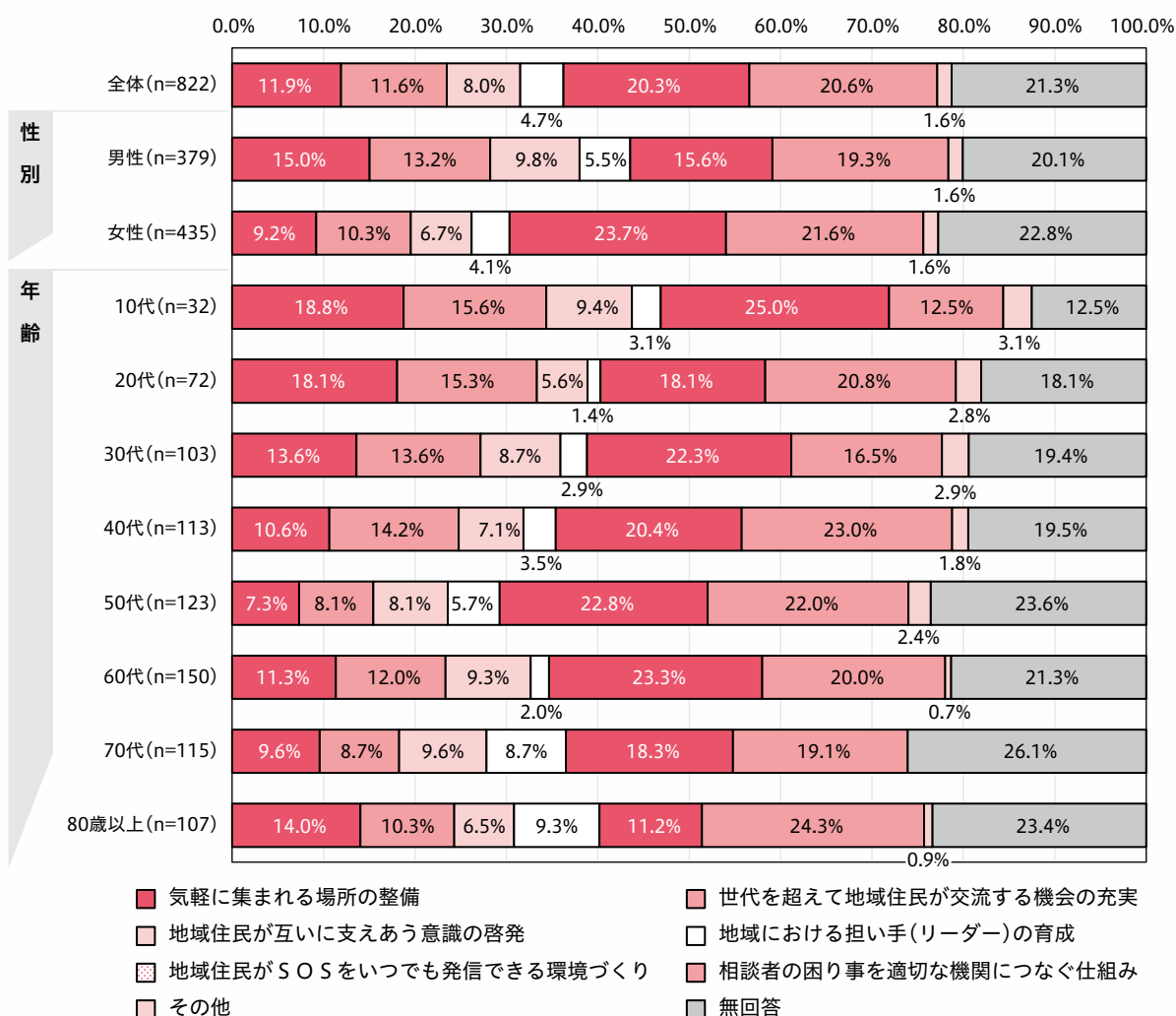


## (9) 安心して暮らせるつながりを築くのに最も必要だと思うもの

「相談者の困り事を適切な機関につなぐ仕組み」が20.6%と最も高く、次いで「地域住民がSOSをいつでも発信できる環境づくり」(20.3%)、「気軽に集まれる場所の整備」(11.9%)等の順となっています。

属性別にみると、女性と10代で「地域住民がSOSをいつでも発信できる環境づくり」が高くなっており、80歳以上で「相談者の困り事を適切な機関につなぐ仕組み」が高くなっています。

【安心して暮らせるつながりを築くのに最も必要だと思うもの】



単一回答

### 3 団体アンケート調査結果による現状・課題

本プランへの導入にあたり市内で活動している福祉団体などの実態や意見を把握し、市が取り組むべき課題に可能な限り反映させるために、本調査を実施しました。回収数は15団体です。

#### (1) 地域の困りごとを解決するために必要なこと

自由記述による回答で、多くの意見を頂きました。

##### 【連携の強化】

- 関係機関との連携を強化し問題解決を進めていく。
- 民生委員さんの積極的な働き、近所付き合いが必要だと考える。
- 隣近所の付き合い、コミュニケーションが必要だと考える。
- 福祉事務所と協力する。(身体障害者手帳交付日に身障相談員が福祉事務所相談室をお借りして、何でも相談及び入会を勧める機会を設けるなど)
- コミュニケーションが必要だと思います。お店も、人もより知り合うことで円滑に楽しめると思います。
- 行政との協働が必要です。
- 困りごとを抱えている人の存在を地域が知ること、また行政などの公的機関へその人をつなげることが必要だと考える。

##### 【相談窓口】

- 市役所の窓口「なんでも困りごと、相談受けます課」など(高齢者、ゴミ、水道 etc)いったん話を聞いて専門の部署へつなぐ機関があると、気軽に相談できるため市民は安心する。難しい理屈なしで相談、解決の方向へ向けてほしい。

##### 【障がいへの配慮】

- 聞こえない人の場合、町内会では聞こえない人は見た目ではわからないため誤解されやすい。例えば、後ろから肩をたたいて呼ぶと、びっくりする場合がありますため、前にまわり呼んで話してください。

##### 【生活支援】

- 買い物に関して、もっと拡充したい(買い物支援など)。

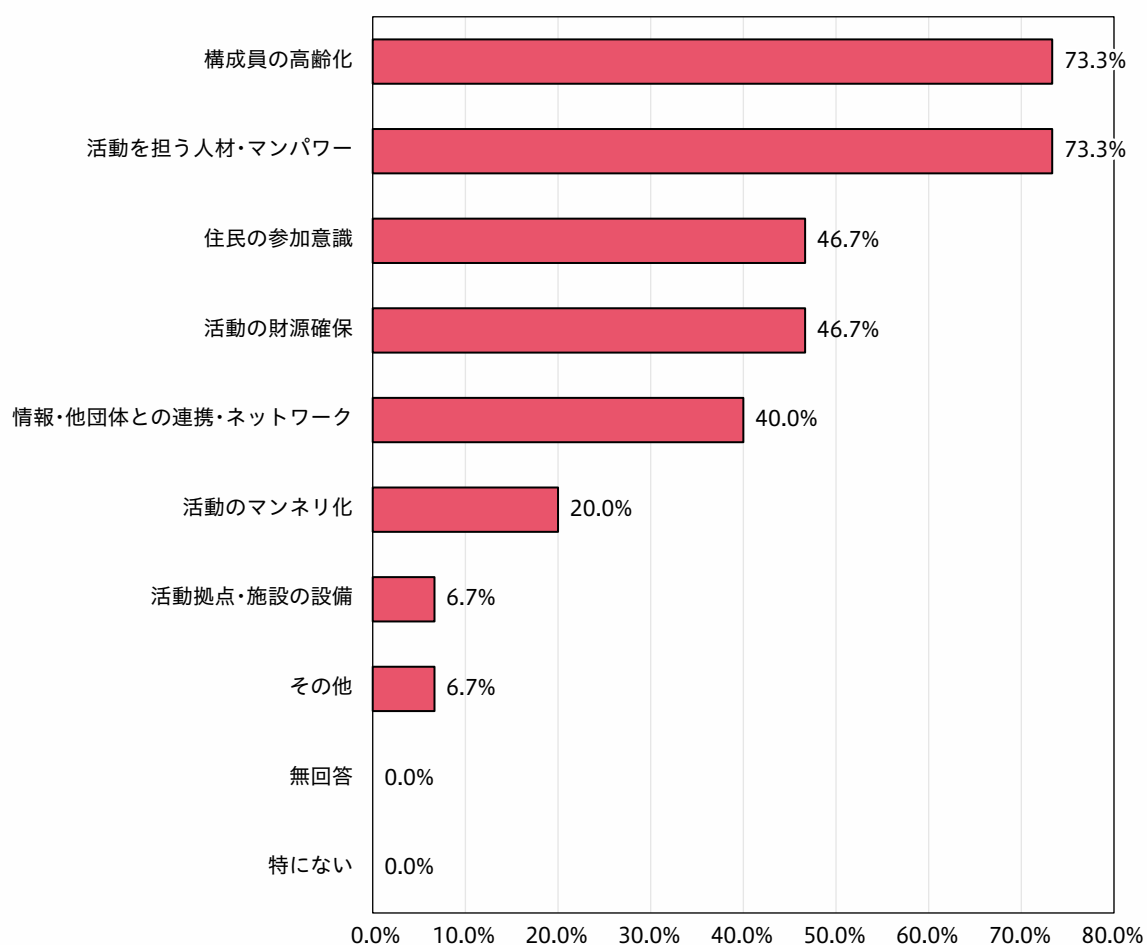
##### 【子どもへの支援】

- 南熱海地区は図書館が遠く、子どもたちは一人で熱海の図書館に行くことが困難なため、南熱海支所を有効利用して子どもたちの読書活動ができるような環境づくりを希望します。
- 子どもは、自分が困っていることを伝えられる手段が少ないため、地域の大人が声かけをしたり、親に代わって子どもと向き合い「自己肯定感」を育める居場所(コミュニティ)は必要だと考える。(さいたま市は、県主導で学区ごとの子ども食堂設立を目指している。)

## (2) 現在の活動で課題となっていること

「構成員の高齢化」、「活動を担う人材・マンパワー」が同じく73.3%と最も高く、次いで「住民の参加意識」、「活動の財源確保」(同じく46.7%)、「情報・他団体との連携・ネットワーク」(40.0%)等の順となっています。人口減少、少子高齢化の影響が大きいことが伺える内容であるのと同時に、人材の確保と育成が課題となっています。

【現在の活動で課題となっていること】



複数回答可



## 4 前計画の施策評価

### (1) 評価の方法

本プラン策定の基礎資料とするため、第4次地域福祉計画の3つの施策の方向と、それぞれに位置付けている施策を評価しました。施策ごとに「基本計画期間における達成状況」、「評価の基準に照らし合わせたAからEの達成度」、「拡充、維持、効率化・統合、休止・廃止などの施策の方向」について、担当課の職員が内部評価を行いました。

#### 評価基準日

令和2年3月31日(令和元年度終了)時点

#### 3つの具体的な施策の方向

具体的な施策の方向1	互いに支えあう人づくり・組織づくり・交流の場づくり
具体的な施策の方向2	誰もが気軽に相談できる体制づくり
具体的な施策の方向3	思いやりのあるまちづくり

#### 評価の基準

達成度	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた施策を達成した。	80～100%
B	計画に掲げた施策を概ね達成した。	60～80%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 (半分程度実施した)	40～60%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた)	20～40%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (施策に着手することができなかった)	20%未満

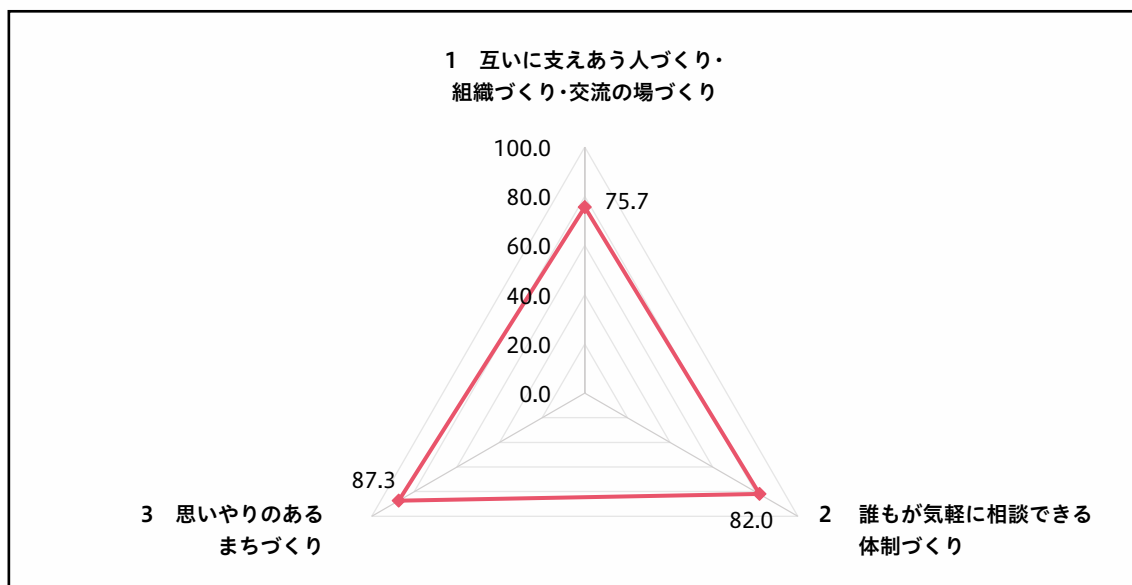


## (2) 全体の評価結果

評価の基準で、施策ごとの採点(A:100、B:80、C:60、D:40、E:20に配点)を行いました。集計結果は、計画全体で80.0点となりました。

また、具体的な施策の方向ごとの評価点は、「施策1 互いに支えあう人づくり・組織づくり・交流の場づくりが75.7」、「施策2 誰もが気軽に相談できる体制づくりが82.0」「施策3 思いやりのあるまちづくりが87.3」となりました。

### 具体的な施策の方向ごとの評価点



## (3) 施策ごとの方向

「拡充」が15、「維持」が23、「効率化・統合」が3、「休・廃止」が3となっています。

### 施策ごとの方向

具体的な施策の方向		施策の方向				計
		「拡充」	「維持」	「効率化・統合」	「休・廃止」	
施策の方向1	互いに支えあう人づくり・組織づくり・交流の場づくり	10	10	1	2	23
施策の方向2	誰もが気軽に相談できる体制づくり	4	4	2	0	10
施策の方向3	思いやりのあるまちづくり	1	9	0	1	11
計		15	23	3	3	44

## (4) 施策の方向ごとの課題

前計画の施策評価から主な課題を抽出しました。

### 施策の方向1 互いに支えあう人づくり・組織づくり・交流の場づくり

- 社会福祉協議会とも連携した既存団体の情報共有や活動を希望する人とのマッチング、団体同士の情報交換の場の確保が課題となっています。
- 地域住民等の連携強化については、町内会活動を中心とした地域活動としてとらえており、さまざまな団体との連携、ネットワークの形成には至っておらず、老人クラブ活動全体の見直しや、参加者が地域の中で役割を見つけ活動につなげられるようにしていく必要があります。
- 集いの場については、空白地域や、男性も参加しやすいサロンの立ち上げが必要ですが、参加者及び支援者も高齢化しており、世代交代、人材育成が課題となっています。

### 施策の方向2 誰もが気軽に相談できる体制づくり

- 高齢者相談センター<sup>6</sup>や障がい者の生活相談センターなどの相談機能強化の必要があります。
- 社会福祉協議会やその他機関との連携や人材確保が必要です。
- 民生委員・児童委員など地域の相談を受ける人に対し、情報提供や研修会の開催方法などに対しての工夫が求められます。

### 施策の方向3 思いやりのあるまちづくり

- ホームページを見ない世代が多いことや、インターネットを使っていない高齢者への迅速な情報発信の方法が課題となっています。
- 地域での見守り活動の拡充が必要です。



<sup>6</sup> 高齢者相談センター：熱海市から委託を受けた高齢者やその家族のさまざまな相談に乗る支援機関。市では地域包括支援センターをこの名称呼び、市内に3か所設置している

## 5 課題の整理

### (1) ひとづくり

- 総人口はやや減少傾向で推移しており、年齢中位数(年齢の中央値のこと)は61.7歳と高い水準となっています(平成27年国勢調査結果)。
- 「年少人口(0～14歳)」、「生産年齢人口(15～64歳)」は減少、「高齢者人口(65歳以上)」は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進行しています。
- 高齢者世帯数が増加しており、さらに高齢者の単独世帯が大きく増加しています。
- 他地域からの移住者や滞在者も多く、人とひとのつながりの希薄化も見られています。コミュニティ活動の担い手確保、移動や買い物の支援など、地域の特性に応じた見守りや声かけ、集い、生活支援などの多様な支援体制が求められます。

### (2) 地域づくり

#### 【助け合い】

- 地域住民の助け合いについて、市民アンケートでは、地域住民が自主的にお互いに支え合い、助け合う関係が必要だと思う人は8割を超えています。

#### 【ボランティア】

- ボランティア活動への興味はあるものの、日ごろの仕事や暮らしに追われていて、参加の機会がない様子が伺えます。働き方改革や新しい生活様式などにより自分の時間が持てるようになれば、その機会は今後増加してくると思われるため、情報提供や意識の醸成が必要と思われます。
- 「何らかのボランティア活動に参加したい(あるいは今後とも活動を続けたい)」で10代が最も高くなっているのは、学校教育における福祉教育の成果と思われ、将来に期待が持てる結果です。

#### 【安心】

- 令和元年台風19号の被害などのように、自然災害は予想を超える影響・被害をもたらします。また高齢者が多い本市では、災害などに備えて地域との協力的体制づくりなど、普段から身近な地域において助け合える関係づくりを行い、要配慮者対策を推進する必要があります。

#### 【民生委員・児童委員】

- 民生委員・児童委員の認知度について、「民生委員のみ聞いたことがある」が43.8%と最も高く、次いで「どちらも聞いたことがある」(42.9%)、「どちらも聞いたことがない」(9.1%)、「児童委員のみ聞いたことがある」(2.2%)の順になっており、児童委員についてはあまり知られていません。また、10代・20代の層で民生委員・児童委員の認知度があまり高くないという状況で、若い層の理解を高める必要があります。

- 住んでいる地域の民生委員・児童委員の認知度については、半数以上が「知らない」と回答しており、普段の生活においてあまり身近な存在となっていない様子が伺えます。
- 活動内容を知らせていく、地域行事等での紹介などを行い、身近な存在となるようにしていく必要があります。

#### 【社会福祉協議会】

- 熱海市社会福祉協議会(社会福祉協議会)について、「聞いたことはあるが活動内容はわからない」が3割以上と最も高く、「知らない」も3割程度あります。
- 地域住民の目にとまる活動と、その活動を市民に広くお知らせする「社協だより」の充実を図ることにより、社会福祉協議会が身近に感じられるような認知度の向上が必要です。

#### 【団体の連携】

- 現在の活動で課題となっていることは「構成員の高齢化と活動を担う人材・マンパワー不足」が圧倒的であり、“担い手の確保”の点での支援が必要とされます。
- 「住民の参加意識」の高まりの必要性、「活動の財源確保」、そして、「情報・他団体との連携・ネットワーク」についても支援が必要とされます。

---

### (3)しくみづくり

---

#### 【情報の入手】

- 福祉サービスの情報の入手方法については、「広報あたま」が最も高く、次いで「自治会の回覧板」、「市のホームページ(インターネット)」などが主な手段となっています。
- 高齢者や障がい者がインターネットの活用に課題があること、世代により情報の入手方法が異なることなどを考えると、市民がいつでも・どこでも情報を得られるための方法やこれからのデジタル社会に対応できる工夫が必要です。

#### 【相談窓口】

- どのような窓口だと相談しやすいかについては、「別の部署のことも含めて、自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」が最も高く、次いで「困りごとなどを含めた総合的に相談できる窓口がある」、「市役所が行っているサービスだけでなく、その他の公的機関や民間のサービスについても知ることができる」など相談窓口の必要性は広く認識されています。また、「インターネットやスマホなどで、相談できる仕組み」、「身近なところで相談や手続きができる」についてもおよそ4人に1人が答えています。
- ワンストップでの相談体制の確保をはじめ、相談者の属性に合った多彩な相談体制の確保が求められています。



## 【安心】

- 安心して暮らせるつながりを築くのに最も必要だと思うものについては、「相談者の困りごとを適切な機関につなぐ仕組み」が最も高く、次いで「地域住民がSOSをいつでも発信できる環境づくり」、「気軽に集まれる場所の整備」等の順となっています。
- 適切な機関との連携をはじめ、SOSを発信できる環境づくり、気軽に集まれる場所の整備などの必要性が高いものと思われます。

## 【助け合い】

- 市民と行政との関係はどうあるべきかについては、「福祉サービスの充実のために、市民も行政も協力し合い、協働して、ともに取り組むべきである」との認識が一番高くなっています。地域福祉の大切さや地域共生社会の必要性についての理解は高くなっていると考えられます。
- 市民と行政の協働の必要性と具体的な方法など、一層の啓発活動に努め、理解を深めていく必要があります。

【市の特性と課題の整理図】





## 第3章

# プランの理念と目標





## 第3章 プランの理念と目標

### 1 基本理念

熱海市地域共生プランは、「安心して子どもを産み育てられる」、「あたまっ子達が豊かなこころを育みながら育っていく」、「自分らしく働き、学び、活躍し続けられる」、「障がいがあってもあるいは高齢になって介護が必要になっても安心して暮らせる」など、生涯にわたって穏やかで温かなこころに包まれ暮らせる、

### 「あったまる熱海(あったかい+まるごと)」

の推進を基本理念とします。

そのためには、誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる地域共生社会をつくっていくことが極めて重要となります。熱海市はこれまでも歴史・文化を大切にしながら、常に時代に合わせて新しい波を受け入れ進化を続けてきました。そこにはいつも「湧き湧くいで湯のように温かいこころ」が人や地域をつなげてきました。本プランの策定により熱海の福祉が大きく変わろうとしている今だからこそ、熱海ならではの、こころでつながる地域福祉を目指していきます。



熱海市地域共生プラン  
イメージキャラクター  
あったまる助

### 「あったまる熱海」 (あったかい+まるごと)

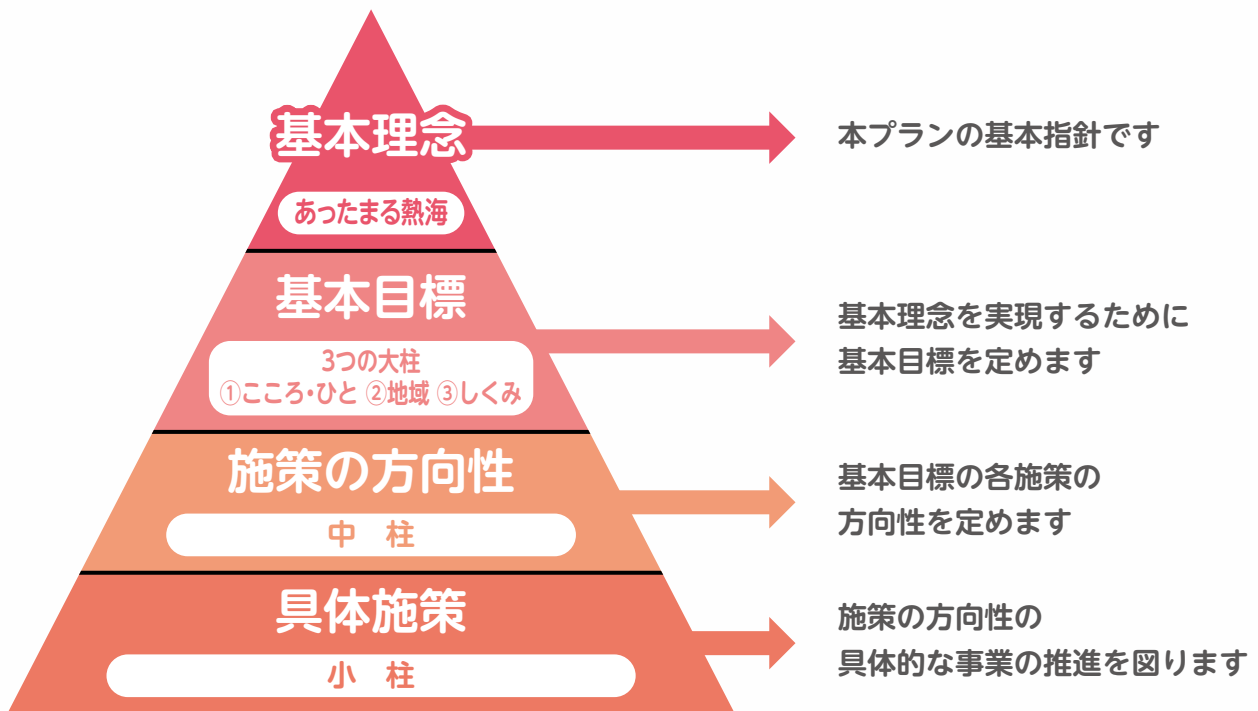
熱海市社会福祉協議会  
マスコットキャラクター  
ふうちゃん



## 2 基本目標

基本理念とする「**あったまる熱海(あったかい+まるごと)**」を実現するために、基本目標として、「お互いさまから始まる思いやりのこころ・ひとづくり」、「共に生きる地域づくり」、「みんなにやさしいしくみづくり」を3つの柱(大柱)とし、基本目標ごとに施策の方向性(中柱)、具体施策(小柱)を設定することで、各施策の方向性を定め、具体的事業の推進を図ります。

「ひと」から始まり、その「ひと」が住む「地域」、その「ひと」や「地域」を支える「しくみ」を考えるというテーマで、施策を展開していきます。また、本書70ページの「重層的支援体制整備事業」を本プランの重点的取組とし、福祉を届ける具体的なしくみをイメージしていきます。



## 基本目標 1

## お互いさまから始まる思いやりのところ・ひとづくり

市の人口は減り続けています。さらに少子高齢化が進行し、一人暮らしの人や高齢者のみで暮らす人が多いという特徴もあります。一方で、地元で生まれ育った人、移住して来た人、旅行や保養で訪れた人など、さまざまな人が生活を営んでいます。

そのような中で、「困ったときはお互いさま」という関係性をつくり、お互いの存在を認め合いながら、人と人とのつながりを深めていくような、思いやりのところ・ひとづくりは地域福祉の礎となるものです。そんな熱海らしい「ひとづくり」を目指します。



## 基本目標 2

## 共に生きる地域づくり

地域活動は、福祉関係団体、町内会、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人、事業者などのさまざまな団体や機関により取り組まれています。

これまで地域活動に参加していない人の中には、参加意欲はあっても、どうやって参加してよいかわからず、活動に結びついていないケースもあります。そのため、地域で潜在化している「参加意欲」を「実際の参加」に結びつけていくためには、「きっかけづくり」からはじめる視点が必要です。

地域住民が地域の課題を共有し、いろいろな活動に興味関心を持ち自分のできることから地域づくりに参画するなど、地域を支える力を強化することが大切です。このことは、市民がいつまでも健やかで幸せな生活を維持していくことにもつながっていきます。

目指すのは、人が織り成す地域の変化と、地域全体で支える力の再構築です。「共に生きる(共生)地域」という、どこか懐かしいけれど新しいふるさとをつくっていくことです。



## 基本目標3 みんなにやさしいしくみづくり

地域には、目に見えていない課題があります。声に出せない事情があります。さまざまな理由で支援につながらない人たちがいます。

ひきこもりや8050問題<sup>7</sup>、児童虐待、家庭内暴力は「市や社会福祉協議会の福祉サービス」だけで対応できる課題ではありません。こうした近年のさまざまな課題に対して、「必要とする人」に「必要な支援」を「すばやく」「こころでつなげる」しくみをつくるため、みんなでどのように手を伸ばせば問題を抱えた人や家族を支えられるのか考えていく必要があります。

本プランでは、このような課題の解決に向け、市民、事業者、市、社会福祉協議会の役割を再編成し、意識変革と改善を繰り返しながら「みんなにやさしいしくみづくり」をじっくりと進め、地域に根付かせていくことを目標の1つとします。

その第一歩として、重点的取組の「重層的支援体制整備事業」を地域全体で展開し、あらゆる資源を組み合わせ、相談者に伴走していけるよう、多様な主体がチームで支える支援体制の構築を進めていきます。



<sup>7</sup> 8050問題:「80歳の高齢の親が50歳のひきこもりの子どもと一緒に暮らし、経済面を含め支援している」状態を表す言葉。必ずしも親が80歳、子どもが50歳と決まっているわけではなく、ひきこもりの子どもが親に依存していることを表している



### 3 施策の体系

#### 基本理念

#### 「あったまる熱海（あったかい+まるごと）」

重点的取組には「★」をつけています。

基本目標 (大柱)	施策の方向性 (中柱)	具体施策 (小柱)
1 お互いさまから 始まる思いやり のこころ・ひと づくり	(1) 思いやりの こころづくり	①地域福祉を支える意識の醸成 ②お互いを知る機会の拡充
	(2) 地域福祉を担う ひとづくり	①「つながり」を生む人材の育成
2 共に生きる 地域づくり	(1) 地域活動への参加・ 交流の促進	①「つながり」を生むためのきっかけ づくり
	(2) 多様な主体による 地域活動の促進	①町内会・ボランティア・NPOなどに よる地域活動の推進 ②民生委員・児童委員の活動しやすい 環境づくり ③企業などによる地域貢献活動との 連携強化 ④社会福祉法人の公益的取組の推進 ⑤災害時に備えた地域の連携
3 みんなに やさしい しくみづくり	(1) 包括的に受け止める しくみづくり	①重層的支援体制整備事業の推進★ ②福祉サービスの提供体制や質の充実
	(2) 自立につなぐ セーフティネット <sup>8</sup> の整備	①生活困窮者の自立支援対策の充実 ②社会的孤立の防止 ③地域再犯防止の推進 ④デジタルデバイド(情報格差)の解消
	(3) 権利擁護の推進	①成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用促進基本計画) ②日常生活自立支援事業の促進 ③高齢者、障がい者、児童への虐待や DV被害防止対策の推進 ④消費者被害などの防止に向けた取組 の推進

<sup>8</sup> セーフティネット:「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。社会保障の一種







## 第4章

# 施策の展開



# 第4章 施策の展開

## 本プランの見方について

基本理念を実現するための手段となる「目標」の名称です。

● **基本目標** | お互いさまから始まる思いやりのこころ・ひとづくり

### (1) 思いやりのこころづくり

基本方向の名称と施策の方向性を書いています。

#### 【施策の方向性】

- 市民アンケート調査から、“お互いに助けたり、助けられたりする関係”の必要性を身近に感じている人が増えている一方で、“福祉全般”に対する関心の高まりはあまり見られない状況にあります。  
 “やさしい気持ち”や“相手への気遣い”といった「福祉意識」の礎は、先人たちが昔から大切にしてきたものであり、後世へと引き継ぐべきものです。そのためには、子どもの頃から福祉意識を学び、慣れ親しむことや、人生のどこかで誰もが誰かの支えを必要とするという視点を持つことなどが大切です。  
 本プランで最初に目指すべき方向性(中柱)は「こころづくり」です。「思いやりのこころ」が確かに息づく風土を目指し“やさしさの醸成”を図っていきます。

具体施策の名称と施策の内容を書いています。

#### 【具体施策】

##### ① 地域福祉を支える意識の醸成

- 熱海で生まれ育った人、就労や保養などを目的に熱海に移り住んできた人など、さまざまな人が生活している本市においては、“情報を届ける工夫”が必要です。そのためには広報誌やホームページといった現在の情報発信だけに頼ることなく、地域コミュニティにおける“情報の広がり”といった視点に立ち戻ることや、これからのデジタル社会への対応を進めていくことが重要です。  
 地域ぐるみで支え合うことの大切さが広がりを見せれば、「地域社会からの孤立」といった課題に直面する可能性も低減し、地域の中で誰もが排除されない風土をつくっていくことにもつながります。

具体施策を実現するための事業名、事業内容、主体部署を書いていきます。

#### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	地域共生社会に向けた意識づくり	職員の研修の場をはじめ、地域の集まりや活動の場など、さまざまな機会を活用して「地域共生社会」に向けた意識づくりに努めます。	長寿総社協
2	地域共生プランの周知	「広報あたま」、「町内会の回覧板」、「市のホームページ(インターネット)」、「社協だより」へ計画書を掲載し、内容をわかりやすくお知らせします。	長寿総社協

「主体」の枠に記載してある略称は次の名称です。(順不同)

- |                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 長寿総：健康福祉部 長寿介護課 長寿総務室  | 学校教：教育委員会 学校教育課         |
| 介護保：健康福祉部 長寿介護課 介護保険室  | 生涯学：教育委員会 生涯学習課         |
| 長寿支：健康福祉部 長寿介護課 長寿支援室  | 産 業：観光建設部 観光経済課 産業振興室   |
| 障がい：健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室 | 危 機：市民生活部 危機管理課 危機管理室   |
| 子育て：健康福祉部 社会福祉課 子育て支援室 | 市協働：市民生活部 協働環境課 市民協働推進室 |
| 生 保：健康福祉部 社会福祉課 生活保護室  | 消 防：消防本部 消防総務課          |
| 健 康：健康福祉部 健康づくり課       | 社 協：熱海市社会福祉協議会          |

**基本目標 1 お互いさまから始まる思いやりのこころ・ひとづくり****(1) 思いやりのこころづくり****【施策の方向性】**

市民アンケート調査から、“お互いに助けたり、助けられたりする関係”の必要性を身近に感じている人が増えている一方で、“福祉全般”に対する関心の高まりはあまり見られない状況にあります。

“やさしい気持ち”や“相手への気遣い”といった「福祉意識」の礎は、先人たちが昔から大切にしてきたものであり、後世へと引き継ぐべきものです。そのためには、子どもの頃から福祉意識を学び、慣れ親しむことや、人生のどこかで誰もが誰かの支えを必要とするという視点を持つことなどが大切です。

本プランで最初に目指すべき方向性(中柱)は「こころづくり」です。「思いやりのこころ」が確かに息づく風土を目指し“やさしさの醸成”を図っていきます。

**【具体施策】****① 地域福祉を支える意識の醸成**

熱海で生まれ育った人、就労や保養などを目的に熱海に移り住んできた人など、さまざまな人が生活している本市においては、“情報を届ける工夫”が必要です。そのためには広報誌やホームページといった現在の情報発信だけに頼ることなく、地域コミュニティにおける“情報の広がり”といった視点に立ち戻ることや、これからのデジタル社会への対応を進めていくことが重要です。

地域ぐるみで支え合うことの大切さが広がりを見せれば、「地域社会からの孤立」といった課題に直面する可能性も低減し、地域の中で誰もが排除されない風土をつくっていくことにもつながります。

市と社会福祉協議会は、市民が参加する事業を多面的に展開し、またはそれを応援し、その体験が地域コミュニティの豊かさにつながっていくよう工夫し続けます。そして誰もが地域福祉について考え、互いに支え合う意識の醸成を図っていきます。



## 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	地域共生社会に向けた意識づくり	職員の研修の場をはじめ、地域の集まりや活動の場など、さまざまな機会を活用して「地域共生社会」に向けた意識づくりに努めます。	長寿総社協
2	地域共生プランの周知	「広報あたま」、「町内会の回覧板」、「市のホームページ(インターネット)」、「社協だより」へ計画書を掲載し、内容をわかりやすくお知らせします。 また、福祉関係団体、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人などに対し説明会を開催することにより、福祉意識の醸成と啓発活動に努めます。	長寿総社協
3	福祉教育の推進	学校において、高齢者や障がい者などへの理解を深める福祉教育や福祉体験を推進し、福祉意識を醸成していきます。	学校教社協
4	健康づくりの啓発	「自分の健康は自分がつくる」ことを意識し、生活習慣を整えることの重要性や、自己の健康管理のためにかかりつけ医、かかりつけ薬局、かかりつけ歯科医を持つことについて啓発活動に努めます。	健康
5	人権を尊重し認め合う意識の浸透	人権尊重の理念を普及するため、関係機関などと連携し、あらゆる場における人権教育・人権啓発を推進します。	市協働
6	互いを尊重し共生する社会づくり	ノーマライゼーション <sup>9</sup> の理念のもと、障がいを理由とする差別や社会的障壁がなくなるよう啓発を行います。 また、関係機関や団体などと連携し、障がいについて知識や理解を深める機会の創出に努めます。	障がい

<sup>9</sup> ノーマライゼーション:「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念

## ② お互いを知る機会の拡充

体験や実践することや触れ合う交流機会を設けることで、地域福祉を支える意識の醸成をさらに促し、人権尊重、多文化共生社会についての理解を深めていきます。

### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	交流機会の提供	世代や性別、障がいの有無、国籍や文化の違う方々との交流機会を提供し、人権を尊重し、ともに生きる多文化共生社会の実現に向けて相互の理解を深めます。	生涯学
2	福祉まつりの開催	みんなが集い、つながりあい、お互いの理解を深め合う楽しい福祉まつりを開催します。	社協
3	社会福祉大会の開催	地域共生社会を推進するため、市と社会福祉協議会の共催で「熱海市社会福祉大会」を開催し、地域福祉などに貢献された功労者を称え、顕彰します。	学校教 社協





## (2) 地域福祉を担うひとりづくり

### 【施策の方向性】

市民による地域活動が安定して継続的に行われるためには、市民同士の支え合いとともに、活動の担い手となる人材の育成・確保が重要となります。

本市では、今後も人口減少や少子高齢化のさらなる進行が予想されており、地域の担い手不足が深刻化していくことが予測されます。

そのため、幅広い世代の人々に地域福祉を知ってもらい、関心を高め、福祉人材の育成に努めていきます。

### 【具体施策】

#### ① 「つながり」を生む人材の育成

小さな変化に気づく目や、SOSを受け止める人材が地域に行き届き、支え合いから専門的なサービスまでをスムーズにつなぐ、切れ目のない支援が実践される必要があります。そのため、さまざまな福祉サービスや取組に関心を持ち、人と人、人と資源を結びつけるネットワークのつなぎ手となるような人材の育成に努めていきます。

#### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	地域福祉の担い手の発掘と育成	子どもたちや将来の担い手となる青年層とともに、経験や知識のある高齢者に対して、ボランティア講座などを開催し、地域福祉の担い手の発掘と育成に努めます。	市協働社協 長寿支
2	スキルアップに向けた支援	ボランティア活動に携わっている人に向け、さらに専門的な知識や技術を習得する場となるような講座メニューを提供していきます。	社協
3	「まかせて会員」養成講座の開催	子育てがしやすい環境の整備に向け、ファミリーサポートセンター事業を充実させるため、保護者の外出時の一時預かりなど子育てに関する援助を行う「まかせて会員」を養成する講座を開催します。	子育て
4	「手話奉仕員」養成講座の開催	聴覚障がい者とのコミュニケーションの手段の一つである手話の基本を学ぶことにより、聴覚障がい者への日常生活の手助けや、将来の手話通訳者の育成を目的とした「手話奉仕員」を養成する講座を開催します。	障がい



No	事業名	内 容	主体
5	認知症サポーターの養成	認知症に関する正しい知識を深め、偏見を持たずに認知症の人や、その家族を見守ることができる「認知症サポーター」を養成します。	長寿支
6	ゲートキーパーの養成	熱海市自殺総合対策計画に位置付ける「熱海いのち支える会議」の関係部署が静岡県と連携し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」を養成します。	長寿総



(1) 地域活動への参加・交流の促進

【施策の方向性】

地域活動への参加のきっかけづくりや、人と人、人と地域をつなげるしくみづくりを推進します。また、主に高齢者が参加されているサロン活動など、これまで世代ごとにつくられてきた居場所について、世代や分野を超えた地域活動が広がるよう、情報共有や活動の調整などのネットワーク化の環境を整えます。

また、高齢化が進行していく中で、いつまでも健康でいきいきと地域で暮らしていけるよう、市民主体の健康づくり活動を推進し、保健、医療、福祉が連携する地域を目指していきます。

【具体施策】

①「つながり」を生むためのきっかけづくり

幅広い世代や分野がつながることで、地域活動の裾野は多彩に広がります。最初から活動の担い手を目指すのではなく、地域の季節のお祭りや市のイベントなどに参加することで、地域を知ることから始まる一歩もあります。さまざまな「つながり」を生むためのきっかけづくりに努めます。

また、身近な地域で市民主体となって交流や地域福祉活動ができるような拠点づくりを進め、誰にとっても参加しやすい活動が広がるよう環境を整えます。

取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	“楽しそう！ やってみたい！” のきっかけ づくり	地域の季節のお祭り・体育祭・納涼祭・どんどん焼きなど、地域に関わる第一歩を踏み出したいときのきっかけづくりに努めます。“楽しそう！”な催しが地域にあふれ、「つながり」が広がる“風土の根付き”を目指します。	市協働 社協 長寿総
2	ボランティア、 NPO活動 参加への きっかけづくり	活動に関心を持った人が第一歩を踏み出せるよう、ボランティア、NPOに関する講座や体験の機会を充実させます。なお、社会福祉協議会は、「一日体験」を通して“やってみたい！とやってほしい！”人たちのマッチングを行います。	市協働 社協
3	老人クラブ参加への きっかけづくり	老人クラブの新たな魅力づくりと、参加につながる情報発信を支援します。	社協

No	事業名	内 容	主体
4	総合福祉センターの活用	総合福祉センターを地域福祉に関する活動や交流を図る場として活用していきます。	長寿総
5	地域活動の場の掘り起こし	市民が地域活動を行うことができる場として、民間の空きスペースなどの活用を促進します。	社協 長寿総
6	地域活動拠点の充実	ユニバーサルデザイン <sup>10</sup> の導入や耐震補強など、すべての人が安心して利用できるよう、町内会公民館や地域サロンなどの地域活動拠点の改修を支援します。 また、市民の身近な場所に多様な地域サロンが充実するよう支援します。	市協働 長寿支 社協 健康
7	児童・生徒への福祉事業の情報提供	学校の児童・生徒に対し、「福祉まつり」などの情報を提供し、福祉事業への参加を促進します。	学校教
8	健幸チャレンジの実施	「健康」に関するボランティア活動や社会参加などへのきっかけづくりと継続を促すため、活動に対する「ポイント交換事業」を推進します。市民がいつまでも健やかで幸せな生活を維持していけるよう努めます。	長寿支 健康
9	地域で行う健康づくり	地域で健康づくりに関する講座を開催し、定期的な健診(検診)を受けてもらえるよう勧め、保健、医療、福祉の連携を地域ぐるみで進めます。	健康 長寿支

<sup>10</sup> ユニバーサルデザイン:すべての人のためのデザイン(構想、計画、設計)」であり、年齢、性別、能力、言語、考え方など、人々が持つ様々な違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすいように、すべての人に配慮して、建築、施設、製品、環境、社会の仕組み等をデザインしていくとする考え方

## (2) 多様な主体による地域活動の促進

### 【施策の方向性】

少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの変化などにより、地域では、公的な福祉サービスの対応だけでは困難なケースが増加し、ゴミ出しや電球の交換といった軽易な手助けに対するニーズが増加しています。

こうした課題を地域で解決するためには、市民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、ボランティア、NPO、事業者などの多様な主体による地域活動を促進するとともに、その連携を強化し、“地域の底力”を高めていく必要があります。市はそのつなぎの役割を担い地域と協働していきます。

本プランにおける“地域の底力”とは、地域における顔がわかる関係性や組織・団体間のネットワークを基本とした、地域の課題を解決したり、地域の価値を創り出す力や災害などの非常時に協力し合える力のことです。

### 【具体施策】

#### ① 町内会・ボランティア・NPOなどによる地域活動の推進

町内会やボランティア、NPOなどによる地域活動は、地域における生活課題の発見や、市民と地域との接点という重要な役割を担っています。

市と社会福祉協議会は、活動内容の周知を図り、市民が地域活動への意欲を持ったとき、それが実のあるものへと結びつけられるような環境づくりを推進するとともに、解決が困難な生活課題を団体同士の協働により解決へと向かうよう、連携の促進に努めます。

#### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	町内会活動への支援	地域づくり勉強会を開催するなど、町内会における地域ごとの課題を見直し、解決の方法を市と一緒に考える取組を推進します。	市協働
2	ボランティア活動・NPO活動の啓発	市の広報誌やホームページなどを活用し、ボランティア活動・NPO活動を啓発するとともに、社会貢献への理解を働きかけるなど情報の発信に努めます。	市協働 社協
3	団体間の円滑な連携促進	福祉団体などの自主性・自立性を尊重しつつ、積極的な活動展開を支援するとともに、団体間の円滑な連携を促進します。	市協働 社協



No	事業名	内 容	主体
4	新たな活動に対する支援	「地域福祉活動を広げたい」「始めたい」と思う人が新しく活動を始める際の立ち上げ支援や人材育成、活動が軌道に乗るまでの伴走支援を行っていきます。	市協働社協
5	生活支援体制整備事業の推進	社会福祉協議会を中心に、町内会やボランティア、高齢者相談センターが地域の生活課題を多方向から持ち寄り、解決に向けた支援策をみんなで導き出すことにより、地域で支え合う風土の醸成と体制の整備を進めます。	社協 長寿支
6	有償ボランティア「こつこつ」への支援	社会福祉協議会がハブの役割を担う、有償ボランティア団体「こつこつ」を広く周知し、人と人をつなげることで、地域で支え合う関係の広がりを促進します。	社協

## ② 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり

全国では、多くの民生委員・児童委員の方々が“地域の身近な相談相手”として活動しています。市では、委員が困難を抱える人や地域共通の課題にいち早く気づき、適切な支援につなぐことができるよう、地域福祉の担い手としての役割を支援します。

### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員の活動をサポートする静岡県の「協力員制度」の活用や、資質向上を目的とした全体会議や研修会の開催により、活動の支援を図ります。	長寿総
2	民生委員・児童委員の活動周知	民生委員・児童委員の存在と活動を市民や学校、町内会などに広く周知するため、市民向けリーフレットを作成し配布します。 また、学生向け出張講座「民生委員・児童委員を知ろう！」を市内の中学校などで開催し理解の促進に努めます。	長寿総
3	人材確保に向けた支援	民生委員・児童委員の必要性や重要性の理解を深め、町内会と連携しながら、新たな担い手づくりを支援します。	長寿総

### ③ 企業などによる地域貢献活動との連携強化

近年、企業における福祉サービスへの参入が進んでいるほか、地域貢献活動に対する関心が高まりを増しています。

市と社会福祉協議会は、地域貢献活動を行おうとする企業への積極的な協力により、地域の持続・維持、活性化を図ります。

#### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	企業の地域コミュニティへの参加	企業は、積極的に地域活動へ参加することにより、地域コミュニティの輪の中で、地域づくりの一端を担うことができるよう努めます。 また、そのような取組に対して、市と社会福祉協議会は後方からの支援に努めます。	社協
2	地域内雇用の促進	障がいのある人を含めた地域内雇用について、企業に対して啓発を行うとともに、地域内での就労が可能となるよう支援し、社会活動への好循環を実現する基盤づくりを促進します。	産業社協
3	フードバンク事業への協力	社会福祉協議会はフードバンク事業 <sup>11</sup> の周知を図ります。また、企業などは、賞味期限に余裕がある未利用食品(防災備蓄品など)などの提供に積極的に協力します。	社協



<sup>11</sup> フードバンク事業：品質に問題ないものの、やむなく捨てられてしまう食品を無償で提供していただき、支援を必要とする福祉施設や行政・社会福祉協議会・支援団体を通じて食べる物がなくて困っている方へ食品をお渡しする活動

#### ④ 社会福祉法人の公益的取組の推進

平成28年の社会福祉法の一部改正により、社会福祉法人(以下、「法人」という。)の新たな責務として「地域における公益的な取組」や「地域公益事業(地域貢献活動)」が位置付けられました。この改正により、法人は、地域の生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが求められるようになりました。

また、法人は、本来の社会福祉事業を行うほか、地域の身近な相談機関として、さまざまな相談を受け止め、関係機関へつなぐ役割も果たしており、これらの取組を通じて市や社会福祉協議会と連携していきます。

##### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	法人の地域資源の活用	「子どもカフェ」や「移動支援」など、法人が所有する地域資源を活かして、地域の課題を解決するための取組を実践していきます。	社協
2	法人のネットワーク化による取組	社会福祉協議会を中核とした法人のネットワーク化の取組を進めます。 この取組の中で、各法人が地域の課題を共有し、協働により地域貢献事業を推進していきます。	社協
3	新たな取組への支援	法人が、地域ニーズを踏まえ、新たな社会福祉事業または公益事業を実施する場合や既存のサービス内容の充実を図る活動について、市や社会福祉協議会は具体的な提案をするなどの支援をします。	長寿総社協



## ⑤ 災害時に備えた地域の連携

市と社会福祉協議会は、障がい者や要介護認定者など、災害時の避難行動に支援が必要な人を把握するとともに、支援の中心的担い手となる自主防災会、民生委員・児童委員などが連携できるよう、必要な情報を共有します。また、災害時のボランティアの受け入れ態勢の整備や、福祉避難所<sup>12</sup>の体制整備を図ります。

### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	避難行動に支援が必要な人への対応	地域住民の助け合いによる避難支援体制を確保するために、災害時に自力で避難することが困難な人を対象に避難行動要支援者名簿を作成し、本人同意に基づいて自主防災会、民生委員・児童委員に配布し情報提供します。	長寿総危機
2	避難誘導體制の整備	高齢者、障がい者等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、市民、関係団体等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画策定等の避難誘導體制の整備に取り組みます。	長寿総危機
3	災害ボランティアの受け入れ環境の整備	災害発生時には、市、社会福祉協議会などの関係機関が連携し、ボランティアセンターの設置、運営に取り組みます。	子育て社協
4	福祉避難所の体制整備	福祉避難所の協定を結んでいる事業者と連携し、役割分担や行動のマニュアル化に着手するなど、避難所の開設・運営に向けた体制を整えます。	長寿総危機
5	日本赤十字社などとの連携	日本赤十字社やボランティア団体などが連携・協力し、災害時の活動が円滑にできるよう、防災訓練などを通じて活動環境の整備を図ります。 また、災害時の新型コロナウイルス感染症対策などへの意識が地域に広がるよう、防災訓練の実施内容を工夫し、適宜更新を図ります。	長寿総危機 社協

<sup>12</sup> 福祉避難所：災害発生時に、高齢者や障がい者、乳幼児等で、一般の避難者と避難生活を送ることが困難な人を保護するための施設

## 基本目標3 みんなにやさしいしくみづくり

### (1) 包括的に受け止めるしくみづくり

#### 【施策の方向性】

市では、高齢、障がい、子ども、生活困窮など、それぞれの分野で相談を受ける窓口があり、生活のさまざまな場面での困りごとについて、日々相談を受けています。しかし、近年は世帯でいくつもの支援を必要とする場合や、現在の福祉サービスでは支援にうまくつながらないなど、受け止めるしくみについても課題が生じています。

こうした中、困りごとを抱えている人が身近なところでいつでも相談ができ、適切な情報提供や支援につなげることができるよう、「包括的に受け止めるしくみづくり」を進めていきます。既存の制度やサービスの充実に加え、分野を横断した相談体制の構築や、地域の社会資源などを活用した支援、多様な地域活動が生まれやすいよう、環境を整備する支援などを一体的に実施し、地域全体で福祉を支えるしくみづくりを目指します。

#### 【具体施策】

##### ① 重層的支援体制整備事業の推進

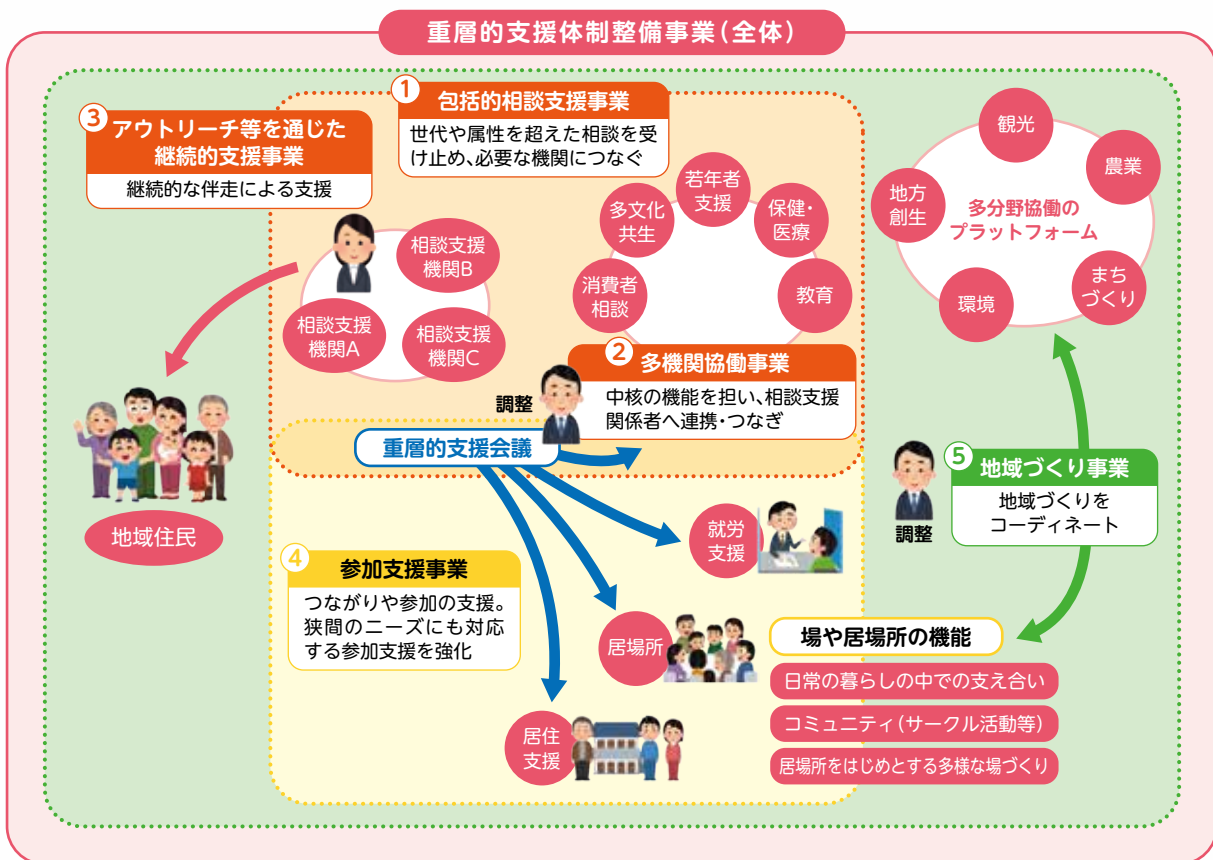
市と社会福祉協議会が連携し、既存の相談支援等を活かしながら、市民の悩みや不安に対して包括的に支援する体制を整備するため、相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ<sup>13</sup>などを通じた継続的支援事業）、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を推進していきます。

#### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	包括的相談支援事業	既存の相談支援機関が連携し、相談者の属性や相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止める体制を整備します。	長寿総社協
2	多機関協働事業	複雑化・複合化した相談について、さまざまな支援機関が連携して支援を行うしくみをつくります。	長寿総社協
3	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	必要な支援が届いていない人に、支援のきっかけをつくるためのアウトリーチを積極的に行います。	長寿総社協

<sup>13</sup> アウトリーチ：積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること

No	事業名	内 容	主体
4	参加支援事業	地域のさまざまな社会資源を活用し、就労支援、居住支援など社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。	長寿総社協
5	地域づくり事業	地域における多世代の交流の場づくりや、多様な担い手による地域と行政が相互につながり協働する場づくりを促進し、人と人、人と居場所をつなぎ合わせる地域づくりのコーディネートを行います。	長寿総社協



## ② 福祉サービスの提供体制や質の充実

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康づくり計画」、「自殺総合対策計画」といった関連する個別計画を着実に推進し、福祉サービスの充実や質・量の確保に努めます。

また、市と社会福祉協議会は、福祉サービスが十分に知られていない現状があるため“わかりやすい福祉サービスの整理と周知”にさらに取り組みます。

### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	個別計画の適正な進捗管理	福祉施策を着実に推進していくため、個別計画の適正な進捗管理や見直しに取り組みます。	長寿総
2	福祉サービスの見える化	受けられる福祉サービスがすぐにわかるように「福祉サービスの見える化」に取り組みます。	長寿総 社協
3	熱海版地域包括ケアシステムの構築	性別、年齢、障がいの有無をはじめとした属性を問わず、すべての人が住み慣れた地域で暮らし続けていけるように、市民、医療、福祉団体、企業、公的機関が一体となって生活を支えるしくみを構築していきます。	長寿支 長寿総
4	福祉従事者の人材確保	高齢者人口の増加による福祉・介護の需要増加や生産年齢人口の減少により、福祉や介護などの福祉従事者の人材不足が懸念されることから、労働環境の整備やITの活用など、従事者の定着や人材確保を図るための支援を行います。	介護保 社協 長寿総
5	スキルアップについての支援	多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、福祉従事者の資質の向上を図るためのスキルアップについて支援を行います。	社協
6	地域生活支援拠点等の体制構築	障がいをお持ちの方の保護者などが急病や急用のときでも短期入所が利用できる受け入れ先の確保や、保護者がお亡くなりになった場合でも住み慣れた地域で生活していけるための体制を整備します。	障がい



## (2) 自立につなぐセーフティネットの整備

### 【施策の方向性】

新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大に伴い、失業などによる生活困窮世帯が増加しています。また、ニート、ひきこもりの若者、配偶者などからの暴力被害といったさまざまな問題が懸念されています。さらに、外出抑制や人との接触機会の減少により、地域活動にも制約がかかり、問題が複雑化しています。そのような人を対象に、生活を支えるセーフティネットを構築していきます。

### 【具体施策】

#### ① 生活困窮者の自立支援対策の充実

市では、生活保護受給世帯の約8割が高齢者世帯となっています。

また、生活困窮者に対する支援では、就職や住まい、家計管理などが必要となっています。今後も、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、生活困窮に陥る人の増加が懸念される中、生活の安定と経済的な自立に向けて、「生活困窮者自立支援制度」などの適切な運営を図ります。

#### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	自立相談支援	生活や仕事などの悩みや困りごとを抱える人に対して、相談員が自立に向けて問題解決を目指します。 必要に応じて、就労準備支援事業や住居確保給付金、家計改善支援、一時生活支援事業などの関連支援事業につなげます。	生保社協
2	住居確保支援	離職などにより、住居を失うおそれの高い人などに安定した就職活動ができるよう期限付きで家賃相当額を支給する「住居確保給付金」の利用や、地域の不動産会社などと連携して住居の確保に努めます。	生保社協
3	就労準備支援	直ちに一般就労(一般企業への就労)への移行が困難な人に対して、一般就労に向けた準備を行う支援をします。 生活習慣や社会的能力の向上に関する支援、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用(一般企業による雇用)への就職活動に向けた技法や知識の取得などの支援を行います。	生保

No	事業名	内 容	主体
4	一時生活支援	住居のない生活困窮者であって、収入などが一定水準を満たさない人に対して、一定期間内に限り、宿泊場所や衣食を提供します。「自立相談支援事業」と連携し、本事業の利用中にできるだけ一般就労に結びつくよう支援します。	生保
5	家計改善支援	家計に問題を抱える人からの相談に応じ、家計再生の計画や家計に関する個別のプランを作成します。 また、滞納の解消や各種給付金の利用支援、債務整理の支援、貸付けの利用支援などを行います。	生保 社協
6	市とハローワークとの一体的な就労支援 (生活保護受給者等就労自立促進)	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金や自立相談支援の支援を受けている生活困窮者について、市の各関係部署とハローワークが一体となり就労による自立の支援をします。	生保 社協 子育て



## ② 社会的孤立の防止

子どもから大人まで誰もがあたり前に“あいさつ”や“声かけ”を行うなど、コミュニケーションが盛んな地域を目指すとともに、年齢や障がいの有無、国籍の違いなどによる社会的孤立や、ひとり暮らし高齢者などの孤独死を防ぐため、市民や町内会、ボランティア、NPO、事業者、警察などの関係機関と連携し、地域の見守り体制を確保します。

### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	地域の見守り体制の確保	電気・ガス・水道などのライフライン事業者や新聞販売店、コンビニエンスストアなどと協定を締結する「高齢者等地域見守りネットワーク推進事業」について、生活困窮者、ひきこもり、8050問題など複合的課題を抱えた人も見守り対象とするなどの事業の充実・強化に努めます。	長寿総生保社協
2	子どもの見守り活動の推進	地域住民やボランティアによる児童の登下校時の巡回や声かけ、商店、個人宅などに「子ども110番の家」を掲示するなど、子どもの見守り活動を推進します。	生涯学
3	ひきこもり・生きづらさへの支援	ひきこもりなどの生きづらさを抱えた本人及びその家族に対し、個々の状況に合わせて一緒に考え、寄り添った支援を行います。	社協障がい
4	民生委員・児童委員による友愛訪問	孤独死の防止、社会的孤立感の解消のため、一人暮らし高齢者などに対し、民生委員・児童委員などのボランティアによる訪問を実施します。	長寿総
5	地域で行う敬老大会の開催支援	長年社会に貢献された高齢者のご長寿をお祝いする敬老大会の開催支援に取り組みます。	長寿支
6	健康状態の確認	自身の健康状態を把握してもらうため、健診(検診)を受けてもらえるよう勧めます。健診も医療機関も受診できていない人に対しては、訪問などを通じて健康状態を確認させてもらい、必要な支援につなげます。	健康長寿支



### ③ 地域再犯防止の推進

近年、全国的に刑法犯の検挙者数が減少している一方で、検挙者数に占める再犯者の割合(再犯者率)は増加し続けていることから、「再犯を防止すること」が重要な課題となっています。

このような中、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、自治体に再犯防止施策を進める責務があることなどが明示されました。

市は、法の趣旨を踏まえ、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を含めて、誰もが安全で安心して暮らし続けることができる地域づくりの実現に向けて努めます。

#### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	更生保護活動の支援	保護司会や更生保護女性会による、更生保護活動の普及・啓発を支援します。	長寿総
2	社会を明るくする運動の支援	犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域力を高めるため、社会を明るくする運動を支援します。	長寿総
3	青少年の非行防止	青少年の非行を防止し、健全な育成を図るため、小中学校、警察など関係機関と連携を図り、地域で活動する少年補導員による巡回活動を行います。	生涯学



#### ④ デジタルデバインド（情報格差）の解消

デジタルデバインドとは、スマートフォンやパソコン、インターネットなどの情報通信技術が使える人と使えない人の間に生じる情報格差のことです。

市と社会福祉協議会では、誰もが安心してサービスが利用できるように、デジタルデバインドを解消し、あらゆる手段を使って福祉の情報提供を充実させます。

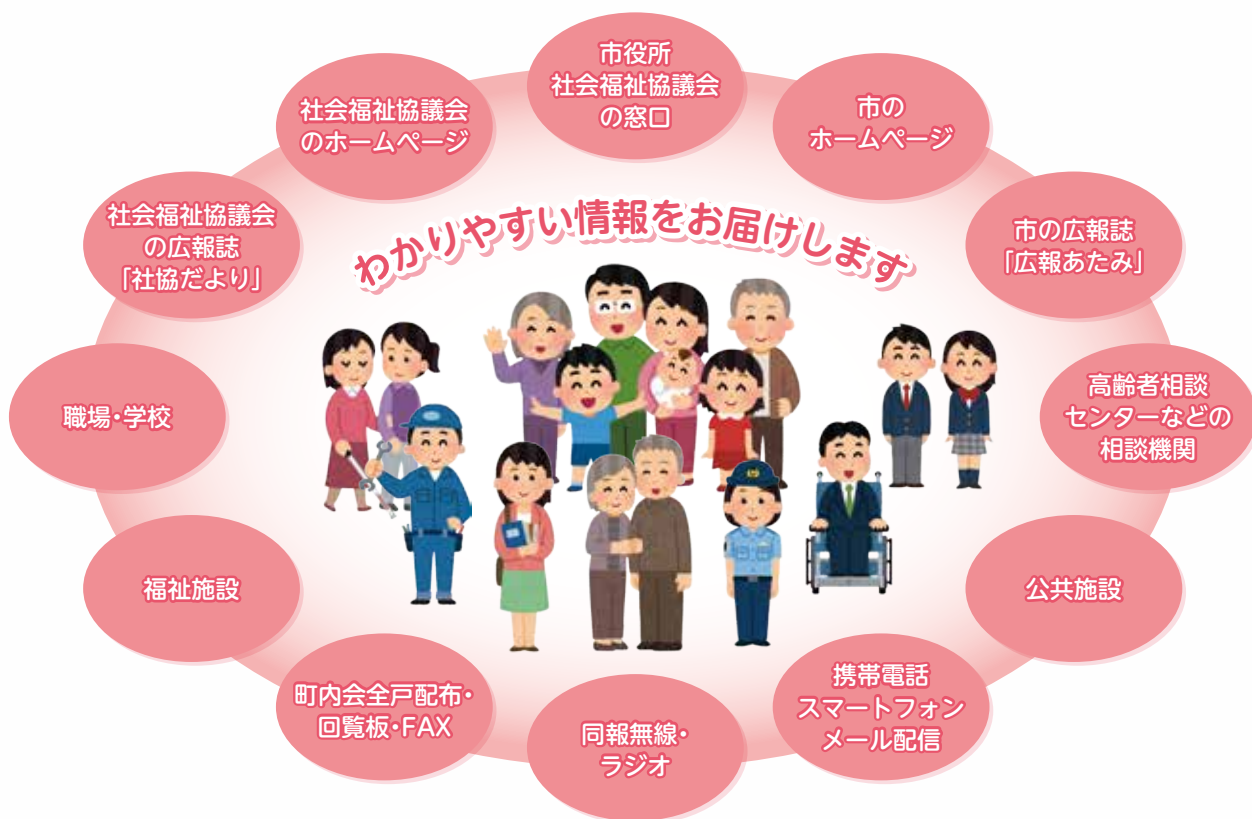
##### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	みんなにやさしい福祉のお便り	市には、子どもや若者、高齢者、障がい者、外国人など、さまざまな人が生活を営んでいます。いつでもその人の状況に合わせて「福祉の情報」が届くよう、多様な情報発信に努めます。	長寿総
2	セカンドライフ応援セミナー	仕事や子育てなど第一線を退き、セカンドライフをお過ごしの人を対象にスマートフォンでできることを学び、体験することを通して、社会とつながることを支援します。	長寿支
3	情報通信技術を活用した地域活動のコミュニケーション支援	市で活動を行う福祉団体や町内会を対象に、スマートフォンによる情報共有やZoomなどのWeb会議システムの初歩的な使い方を支援します。	長寿総 市協働 社協
4	デジタルデバインド（情報格差）基礎調査	定期的に行われるアンケート調査などにデジタルデバインドに関する設問を設け、性別・年齢別・地区別の動向を調査し、施策につなげます。	長寿総
5	NET119 緊急通報システム <sup>14</sup> の利用促進	会話の不自由な聴覚、言語障がいのある人に対し、NET119緊急通報システムの周知を図り、緊急時に素早く119番通報が行えるよう、利用登録や利用方法などのきめ細やかな対応に努めます。	消防 障がい

<sup>14</sup> Net119緊急通報システム：音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステム

No	事業名	内 容	主体
6	災害時等における情報伝達手段の周知	災害時等における情報伝達について、同報無線 <sup>15</sup> や同報無線音声再生サービスをはじめ、Jアラート <sup>16</sup> や緊急速報メール、メールマガジン、防災ラジオ等あらゆる手段を用いて周知を図ります。	危機

### その人の状況に合わせて「福祉の情報」をお届けするイメージ図



<sup>15</sup> 同報無線：災害情報や行政情報などを住民の方々に伝達する無線システム

<sup>16</sup> Jアラート：弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報無線）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステム

### (3) 権利擁護の推進

#### 【施策の方向性】

権利擁護とは、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人に対して、地域の中で自立した生活が安心して送れるように支援していくことです。

市民、市、社会福祉協議会、関係機関が相互に連携し、支援が必要な人が成年後見制度をはじめとする適切な権利擁護支援を受けることができるよう、それぞれの役割を果たしながら、地域ぐるみで支え合うしくみづくりを進めます。

また、本市では、支援を必要とする対象者が増加している一方で、権利擁護支援の担い手不足が顕著となっています。そのため、担い手となる人材の確保・育成する取組を積極的に進め、支援の裾野を広げていきます。

#### 【具体施策】

##### ① 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって判断能力が不十分な人の権利や財産を守る支援者（以下、「成年後見人等」という。）を選任することで、本人を法的に支援する制度です。

同じ人口規模の他市町村と比較すると、本市の成年後見制度の利用件数は突出して高くなっています。これは一人暮らしの人や高齢者のみで暮らす人が多く、親族との関係性が希薄になっているという本市の地域性によるものと考えられます。

今後も市と社会福祉協議会とが協働し、相互のつながりや熱海ならではの社会資源の活用も検討しながら成年後見制度の利用促進を図ります。

#### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	社会福祉協議会との協働	<p>社会福祉協議会は地域における権利擁護の推進役であり、法人後見の受任、日常生活自立支援事業の実施、熱海市成年後見センター（以下「成年後見センター」という。）の運営等、市の権利擁護支援において重要な役割を果たしています。</p> <p>今後も市と社会福祉協議会はお互いを地域連携ネットワーク構築の重要なパートナーとし、社会福祉協議会が有している成年後見センターの機能や権利擁護事業のノウハウを最大限活用しながら、権利擁護支援の体制整備に向けて協働していきます。</p>	長寿支障がい社協



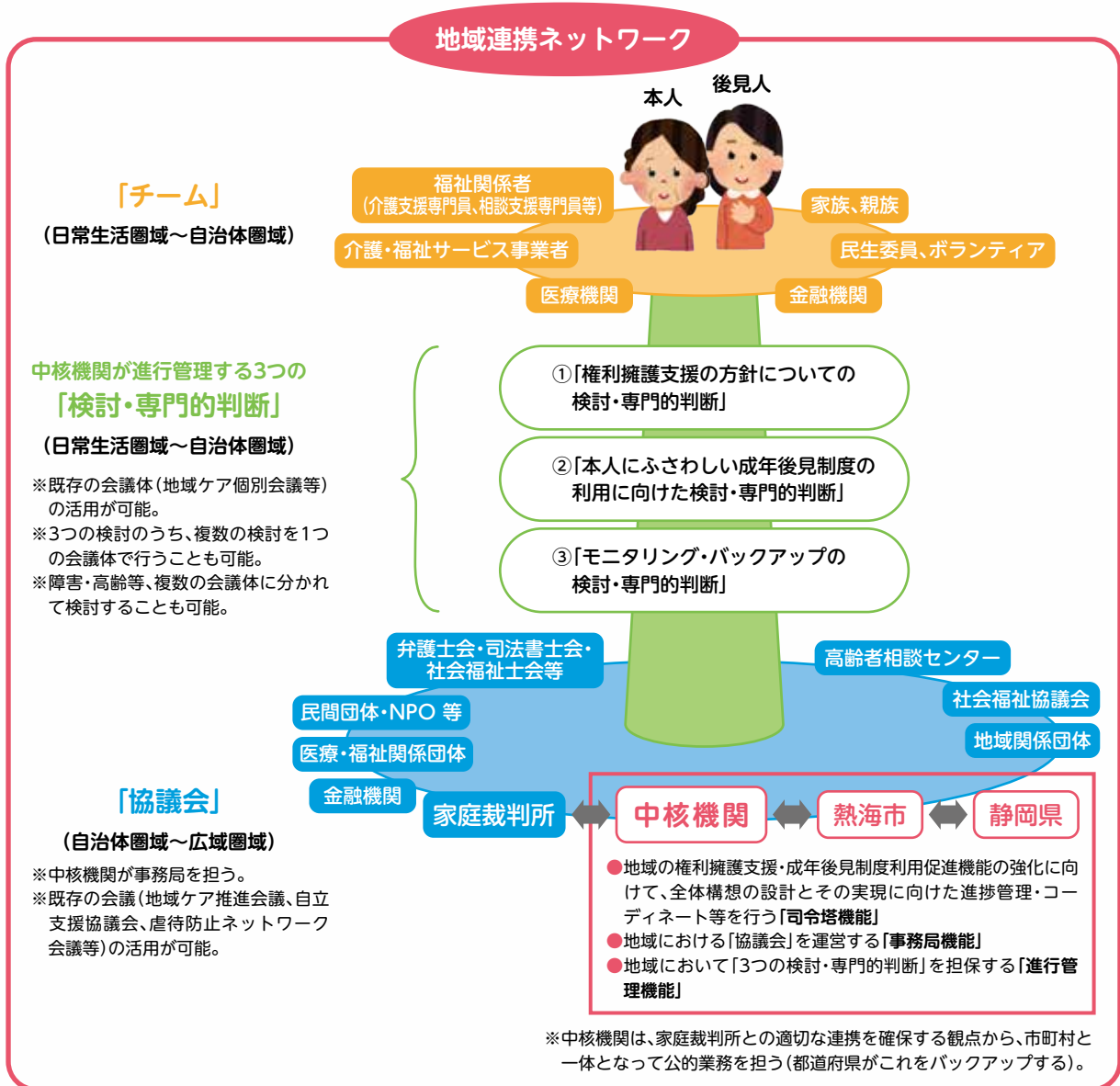
No	事業名	内 容	主体
2	地域連携ネットワーク	<p>成年後見制度を必要とする人が、制度を適切に利用できるよう、市の実情に合わせた権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を目指します。なお、地域連携ネットワークが果たす役割は次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○権利擁護支援の必要な人の発見・支援</li> <li>○早期の段階からの相談・対応体制の整備</li> <li>○意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築</li> </ul>	長寿支障がい社協
3	中核機関の整備・運営	<p>専門職による助言などの支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関を設置します。中核機関が有する機能としては次の機能があり、その役割分担について社会福祉協議会と協議を進めていくこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネートなどを行う「司令塔機能」</li> <li>○地域において検討・専門的判断を担保する「進捗管理機能」</li> <li>○地域における協議会を運営する「事務局機能」</li> </ul>	長寿支障がい社協
4	広報機能	<p>成年後見センターによる市民向け出前講座や成年後見制度講演会、福祉関係者への制度説明会などを開催するとともに、市のホームページや広報誌においても積極的に広報活動に取り組み、制度の周知と正しい理解を促進します。</p>	長寿支障がい社協
5	相談機能	<p>成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるように、市や成年後見センター、高齢者相談センターにおいて市民や医療・福祉関係者などからの相談に応じ、親族の申立支援等を実施します。また、成年後見センターにおいては、司法書士会と連携し、定期的に権利擁護相談会を開催していきます。</p>	長寿支障がい社協

No	事業名	内 容	主体
6	成年後見制度 利用促進機能	<p>社会福祉協議会による市民後見人養成講座を開催し、修了者は法人後見や日常生活自立支援事業の支援員として実務経験を積んでいただき、市民後見人の長所である「本人に寄り添った身上保護」を実践できるような体制整備に努めます。</p> <p>また、受任者調整などの支援については、中核機関の設置後に協議会において市に合ったしくみについて話し合いを進めます。</p>	長寿支 障がい 社協
7	後見人支援機能	<p>成年後見センターにおいて、市民後見人に対する後見監督業務と適切な活動のための支援体制を整えます。中核機関設置後は、親族後見人等の活動についても支援できるような体制整備を目指します。</p>	長寿支 障がい 社協
8	協議会の具体化	<p>専門職団体や関係機関が協力し、本人や成年後見人等を支える体制の土台となる合議体を設置します。</p> <p>専門職団体、事業者、高齢者相談センターなどで構成される、既存の熱海市成年後見センター運営委員会を協議会として発足させ、静岡家庭裁判所熱海出張所にもオブザーバーとして参加を求めていくこととします。</p> <p>協議会設置後は、段階的に医療機関や金融機関などにも参加していただくこととします。</p> <p>協議会においては、権利擁護支援の担い手不足の解消に向けた取組についても検討していきます。</p>	長寿支 障がい 社協
9	助成制度	<p>成年後見制度の利用促進を図るためには、適切に申立てが成されることと成年後見人等への報酬を担保することが必要です。適切に事業を実施するため、必要に応じて事業の実施要綱などの見直しを検討していきます。</p>	長寿支 障がい

## 地域連携ネットワークについて

### ネットワーク構築の目的

- (1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- (2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- (3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築



地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き(2018年)を参考に作成



## ② 日常生活自立支援事業の促進

判断能力が不十分な人にとって、情報を自分で集め、自分に合った福祉サービスを選ぶことは難しいことが現状です。

また、生活に必要なお金の管理に困ったり、大切な書類など貴重品の保管場所を忘れてしまうことも考えられます。

福祉サービスの利用手続きやお金の管理などのお手伝いをすることで、地域の中で安心した生活ができるよう支援を行います。

### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	福祉サービスの利用援助	福祉サービスの利用に関する「相談や情報の提供」「利用申込みや利用料を支払う必要な手続き」「苦情解決制度を利用する手続き」を援助します。	社協
2	日常的金銭管理サービス	「年金及び福祉手当の受領に必要な手続き」、「医療費や税金、社会保険料、公共料金を支払う手続き」、「日常生活に必要なお金の払い戻しの手続き」を援助します。	社協
3	書類等預かりサービス	年金証書、定期預金証書、権利証、実印、銀行印などの貴重品を預かる際は、「預かり書」を作成し、貸金庫に保管します。	社協



### ③ 高齢者、障がい者、児童への虐待やDV被害防止対策の推進

高齢者、障がい者、子どもなどへの虐待を早期に発見し、迅速かつ適切に対応するため、高齢者相談センター、児童相談所などの関係機関との連携を図ります。また、配偶者などからの暴力の防止や被害者保護のため、地域ぐるみで支援を行います。

#### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	相談・支援の実施	虐待やDVなどの被害相談を電話や面接などで受け、関係機関と連携し、必要な支援を提供します。	生保 子育て 障がい 長寿支
2	人権よろず相談の実施	いじめ、差別、LGBTQ <sup>17</sup> 、ハラスメントなどの人権に関わる問題や悩みを抱えた人に対し、各機関の専門相談窓口の紹介を行うほか、人権擁護委員による人権よろず相談を実施し、きめ細やかな対応を図ります。	市協働
3	児童虐待防止の啓発	児童虐待問題に対する市民の関心や理解を深めるため、児童虐待防止に関する広報・啓発活動を実施します。 毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせて、関係機関と連携し、市内の商業施設やイベントにおいて、「児童虐待防止推進月間キャンペーン」を行います。	子育て
4	児童虐待の防止対策	熱海市要保護児童対策地域協議会 <sup>18</sup> において、児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待の防止、早期発見に努めます。	子育て

<sup>17</sup> LGBTQ: Lesbian(レズビアン、女性の同性愛者)、Gay(ゲイ、男性の同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、体の性と心の性が一致しないため、体の性に違和感を持つ者) Questioning(クエスチョニング、自分の抱く性や好きになる性がわからない者、決まっていない者、決めていない者、迷っている者など)の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者(セクシャルマイノリティ)、を表す言葉の一つとして使われることもある

<sup>18</sup> 熱海市要保護児童対策地域協議会: 要保護児童の早期発見及び適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図ることを目的として、市が設置した協議体

#### ④ 消費者被害などの防止に向けた取組の推進

市では、高齢者のみで暮らす世帯の割合が多く、悪質商法などの消費者被害を防ぐ対策として、地域における防犯力の向上が重要となっています。

市では、消費生活部署による相談支援や市民への啓発を図るとともに、地域の関係者による見守りネットワークを構築します。

##### 取組内容

No	事業名	内 容	主体
1	消費者被害の見守りを強化	判断能力が不十分な人や心配な人への消費者被害を防ぐため、「高齢者等見守りネットワーク推進事業」の協定者、民生委員・児童委員、高齢者相談センターなど地域のさまざまな“見守りの担い手”と協力し、消費生活相談窓口につなげます。	市協働 長寿総 長寿支
2	相談体制の充実	消費者相談体制の充実に努め、県と連携した専門的な相談対応を行います。また「架空請求」「特殊詐欺」などの相談内容に応じて、警察や関係団体と連携し、消費者トラブルの未然防止・拡大防止を図ります。	市協働
3	出張講座による知識の普及	高齢者や若者が陥りやすい消費者トラブルの動向や対応方法などの知識を普及するために、消費生活相談員が町内会や地域サロン、子育て世代が集まる場など地域の集いの場に出向きます。	市協働 社協





## 第5章

# プランの推進



## 第5章 プランの推進

### I 各主体の役割

本プランに基づく施策を推進していくためには、各主体がお互いに連携や協力を行い、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的、長期的な視点から各目標に取り組み、協力・協働して活動を推進することが重要です。各主体が次のような役割を担うことで、熱海市全体で「あったまる熱海」を目指します。

#### (1) 市民の役割

本プランを推進するためには、一人ひとりが地域や周りの人に関心を持つことが大切です。「困ったときはお互いさま」の気持ちで、少しでも“思いやりのところ”や“相手への気遣い”を行動に移すことで、周りの小さな困りごとのお手伝いにつながるかもしれません。

まずは一歩、身近な人に声をかけることから始めませんか。

#### (2) 町内会、ボランティア、NPO、企業の役割

本プランを推進するためには、「つながり」を生むためのきっかけづくりや、各主体の特性を活かしながら地域活動を実践することが大切です。また、各活動団体との連携・協力、ネットワーク化などにより、新たな地域の課題を解決するための取組も期待されます。

また、企業については、地域を構成する一員(メンバー)として、地域活動への参加や就労の場の提供など、地域づくりへの積極的な関わりが求められます。

#### (3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、市民からの相談を受け、必要な福祉サービスの情報を提供することや、市民と行政や専門機関をつなぐパイプ役として、「信頼できる地域の身近な相談相手」となることが求められます。

#### (4) 社会福祉法人の役割

法人は、幅広い社会福祉の専門機能を備えていることから、それらの資源を活用した公益的な活動を行い、本来業務に加え、地域ニーズに合わせて幅広く地域福祉を推進する役割が求められます。



## (5) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核として、市民の活動への参加促進や市と連携し、関係団体・機関などとの調整や協力関係をつくる役割を担うとともに、地域の課題や制度の対象外、一時的なケースなど“制度の狭間”にある個別の課題の解決に向け、相談機能の強化や支え合いの地域づくりを推進することが求められています。

社会福祉協議会の強みを活かし、人や地域に寄り添った支援や、新たな社会資源の創出など、さまざまな行き先につながるハブとして、コーディネート機能を強化します。併せて、市民や地域に対し、社会福祉協議会の活動の啓発や主催する行事を広く周知し、地域福祉に対する関心を高め理解を深めます。

## (6) 市の役割

地域福祉の推進にあたって、市には市民の福祉向上を目指して福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進するさまざまな人たちや団体と相互に連携、協力を図るとともに、市民ニーズの把握と地域の特性に適した施策の推進に努めます。

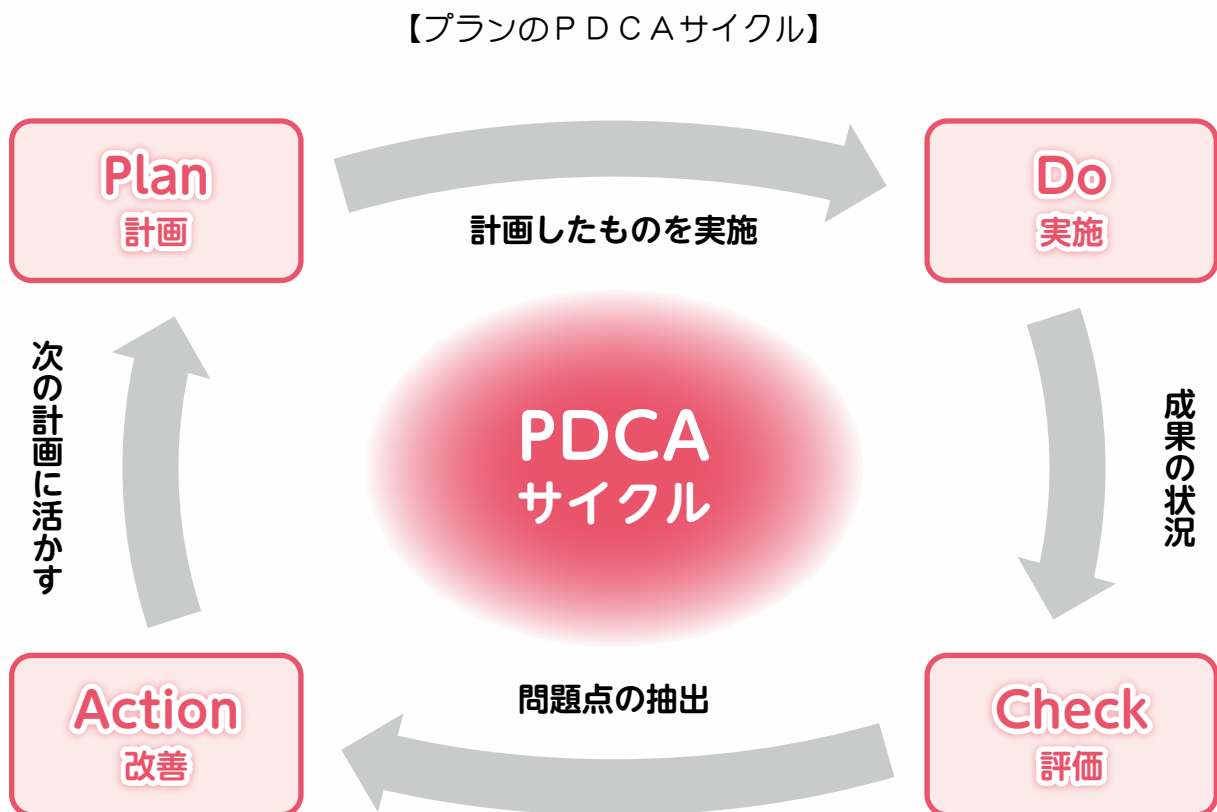
さらに、地域福祉への市民参加を促進し、地域福祉活動拠点の整備に関する支援や情報提供の充実に努めます。



## 2 プランの点検・評価

社会情勢などにより地域のニーズも変化していくことから、本プランの各施策について、実施状況の点検や評価を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

さらに、実施状況を広く市民に周知していくため、デジタルデバイド(情報格差)の解消に努めながら、さまざまな媒体を活用して、きめ細かな情報提供に努めます。







# 資料編





# 資料編

## I 策定経緯

実施日	内容
令和2年 2月27日	第1回プラン策定プロジェクトチーム(市役所内会議)
7月13日	第2回プラン策定プロジェクトチーム(市役所内会議)
7月29日	泉・伊豆山地区地域ケア会議(概要説明・意見募集)
8月～9月14日	市民アンケート調査の実施
10月23日	熱海地区地域ケア会議(概要説明・意見募集)
11月20日	南熱海地区地域ケア会議(概要説明・意見募集)
12月2日	地域サロン連絡会(概要説明・意見募集)
令和3年 1月20日	成年後見センター運営委員会(概要説明・意見募集)
2月8日	第3回プラン策定プロジェクトチーム(市役所内会議)
3月2日	第1回熱海市地域福祉計画策定懇話会
3月10日～3月24日	パブリックコメントの実施
3月26日	第2回熱海市地域福祉計画策定懇話会 ・パブリックコメントの実施結果 ・熱海市地域共生プラン 第5次熱海市地域福祉計画決定 第5次地域福祉活動計画決定

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



## 2 改正社会福祉法（令和3年4月1日施行）の概要

平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」、令和2年6月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」等により、社会福祉法の一部改正が行われました。主な内容は、「地域福祉の推進（第4条）」「包括的な支援体制の整備（第106条の3）」「重層的支援体制整備事業（第106条の4）」「市町村地域福祉計画の策定（第107条）」等となっています。

### ○社会福祉法（昭和26年法律第45号）＜抄＞

#### （地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

#### （包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に

対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
- イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
- ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
- ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
- ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



### 3 熱海市地域福祉計画策定懇話会設置要綱

#### ○熱海市地域福祉計画策定懇話会設置要綱

令和2年5月11日

告示第76号

#### (設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)の策定又は変更に関して、広く意見を聴取し、総合的かつ効果的な計画とするため、熱海市地域福祉計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市町村地域福祉計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉について市長が必要と認める事項に関すること。

#### (組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 懇話会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉、医療、教育又は労働に関係する団体から推薦を受けた者
- (2) 自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。)関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 社会福祉法人熱海市社会福祉協議会の職員
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この告示の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行い、会長が選出されるまで、その議長となる。



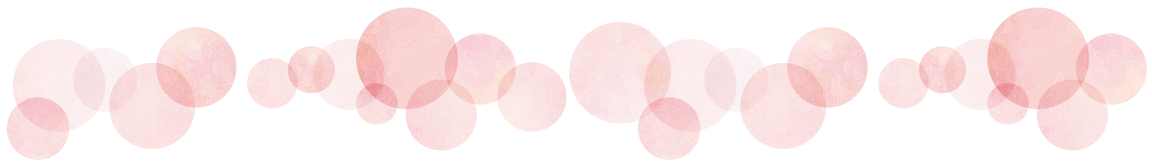
## 4 熱海市地域福祉計画策定懇話会委員名簿

(任期:令和3年3月2日~令和5年3月1日)

団体名	役職名	氏名
熱海市民生委員・児童委員協議会	会長	谷口 成伸
熱海児童福祉ボランティアの会	会長	瀧野 慶子
熱海市民生委員・児童委員協議会	理事 (主任児童委員)	星合 達枝
熱海市町内会長連合会	会長	石井 倭雄
熱海市町内会長連合会	初島区長	新藤 康晴
熱海市老人クラブ連合会	会長	森 朝子
社会福祉法人 緑葉会	理事	山内 健生
ファミリーサロン熱海・伊豆山子供とカメさん食堂	代表	田窪 由岐子
熱海地区地域包括支援センター	センター長	長谷川 英和
南熱海地域包括支援センター	センター長	大木 三恵子
泉・伊豆山地域包括支援センター	センター長	木村 早苗
熱海市公私立保育園長会	熱海市立 和田木保育園 園長	菅野 ゆき江
熱海市校長会	熱海市立 多賀小学校 校長	戸田 太郎
静岡県熱海健康福祉センター	福祉課長	中村 敏雄
社会福祉法人 熱海市社会福祉協議会	常務理事	眞野 隆
熱海市健康福祉部社会福祉課	課長	松本 誉志
熱海市健康福祉部健康づくり課	課長	杉村 知志
熱海市健康福祉部長寿介護課	課長	山田 雅章

(敬称略、順不同)





**熱海市地域共生プラン**  
**(第5次熱海市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画)**  
**～ あったまる熱海 ～**

令和3年3月

発行・編集 熱海市 熱海市社会福祉協議会

熱海市 健康福祉部 長寿介護課 長寿総務室  
〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号  
代表電話：0557-86-6000

熱海市社会福祉協議会  
〒413-0015 静岡県熱海市中央町1番26号総合福祉センター 2F  
代表電話：0557-86-6339





